

第五回國会 地方行政委員会議録 第二十号

(四〇八)

昭和二十四年五月十二日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事川西 清君 理事川本 末治君

理事音家 喜六君 理事福田 審泰君

理事久保田鶴松君 理事藤田 義光君

理事立花 敏男君 理事園司 安正君

生田 和平君 大泉 寛三君

河原伊三郎君 清水 逸平君

野村專太郎君 田中 豊君

門司 亮君 龍野喜一郎君

井出一太郎君 千葉 三郎君

出席國務大臣 國務大臣 橋貝 謙三君

出席政府委員 地方財政委員 政務次官 堀 末治君

地方財政委員 國家地方警 察本部長官 萩田 保君

総理事務官 國家地方警 察本部部長 原 間狩 信義君

委員外の出席者 文部委員長 谷口善太郎君

警察監視 齋藤 昇君

衆議院法制局長 入江 俊郎君

専門員 有松 武藤 文雄君

専門員 長橋 茂男君

法律案(内閣提出第一九七号) 道路交通取締法の一部を改正する法
の審査を本委員会に付託された。

同日

選挙法の一部改正に関する陳情書

(千葉縣野田町高木虎尾)(第四五六号)

警察機構に関する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第四五八号)

闇賣買取引に対する取締強化の陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第四五九号)

市町村吏員互助会に関する陳情書(仙台市長岡崎榮松)(第四六三号)

地方税法に関する陳情書(仙台市長岡崎榮松)(第四八〇号)

本日の会議に付した事件
古物営業取締法案(内閣提出第一六三号)
地方財政法等の一部を改正する法律
(内閣提出第一七六号)
(内閣提出第一七九号)

○中島委員長 これより会議を開きま

す。
日程第一、古物営業取締法案、内閣提出第一六三号を議題といたしまして質疑を続行いたします。龍野喜一郎君。

○龍野委員 本法案につきまして二つ

の点についてお伺いしたいと存ずるのあります。その第一点は第一條の古物及び古物商の範囲についてであります。元來新憲法によりまして、日本人はことごとく営業の自由を持つておる

ことは疑義のないところであります。従いましてこれを制限することはよくある。従つて犯罪の防止あるいは検舉もあればならないということもあたりまだらうと存するのであります。古物が犯罪と非常に関係がある。また警察官に対する権限を與えることはまたことにやむを得ない次第で、この点もわれくは了承いたす次第であります。しかしながらこれはあくまでやむを得ない例外でなければならない。そういう意味におきまして古物の意義も犯罪に直接密接なる関係あるものに限らなければならぬ。この古物の範囲はいたずらに廣くすべきものでない。そういふ意味におきまして古物の範囲はいたずらに廣くすべきものでない。限定期して考へるのが当然であるうと存するのであります。この点から見まして、問題になるのは、まず第一はいわゆる美術品であります。この美術品は御承知通り一般のいわゆる古道具と異りまして、藝術品と目されるものである。その美術品の價値はそのものの持つておる藝術的價値によつてきまります。その藝術的價値は一定の鑑識眼がなければ判別がつかんといふようなのである。その美術品の價値はそのも

との間には、截然として区別がなければならぬと存するのであります。従つて犯罪の防止あるいは検舉もあればならないといふことになつておるのであります。しかしも美術品には多くは故事來歴等がありまして、その入手経路は大体において判然としておる。こういう見地から見ますならば古物を美術品にまで廣げるということは、おそらく憲法の解釈から行きまして、いさかか行き過ぎの点ではないかというふうにさへ考へるのであります。私は御当局におかれましては古物の範囲を、ここにいわゆる古物とは云々というように、全部のものを包含されるかどうか、この古物の範囲は、あくまで限定期に考へなければならぬという意味に解されるのかどうかという点につきまして、美術品をいかに考えられるかということについてお伺いいたしたい。

次は古鉄、古鐵器の問題であります。この法案の第一條の文句から言えども、ちよつと入つておるようにも見えたのであります。しかしながらこれを盗品の対象としてこれが取締りの中に入れるということは、現在の情勢から見て穩やかでない。こういうようなもので入れるならば、おそらく代理業を営むいわゆる商事会社等、ことどもこれに含まれるといふような結果になるのではないか、この古鉄、古鐵器といふような統制品、これをどうつかまつてお伺いいたしたいと存するのであります。第四條におきまして次にお伺いいたしたいのは第四條の

事項であります。古物営業の許可は、公安委員会において行うといふことになつておるのであります。従つてお伺いいたしたいのは、この古物商を取締りの対象とする場合に於ける権限を以てその責務とする。」また第二項には警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきであることを以てその責務とする。」また第三項には「警察は、國民の生命、身体及び財産の保護に任し、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に当ることを以てその責務とする。」また第四項には「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきであることを、はつきり言つておるのであります。およそ許可とかあるいは認可といふものは、警察法の第一條に掲ぐるなどの項目にも屬さない。こういうことはいわゆる行政処分に属するよう

なことは、これは警察の範囲であるからとくがこれに含まれるといふようななきを得ないのであります。もちろん冒頭に述べました通り、いわゆる古物が犯罪と密接な関係がある。従つてこれに對して法的な取締りを與えるといふことも、これはやむを得ない次第でありますし、従つて古物商を取締りの対

見とするということをやむを得ないの
であります。が、許可認可は、必ずしも
について、警察官は一定の権限をもつ
て取締りの対象とするといつてもさし
つかえなかろう。もしも警察と町村長
との間に、密接な関係が必要であると
するならば、あるいは公安委員会の意
見を聞いて許可するというような方法
も講ぜられると思うであります。し
かるに一足飛びにここに公安委員会が
許可認可をするというようなことは、
かつての営業警察といふのが再びこ
こに再現されはしないかというような
ことを懸念いたされるのであります。

いのであります。
○武蔵(文)政府委員 お答えいたしま
す。第一点の古物の範囲でござります
が、これは対しましては御説の通り、
営業の自由といった見地から言つて、
できるだけほんとうに制限すべきもの
であるということは御意見の通りでござ
ります。そこで古物について美術品を入
が入るかどうかという問題でございま
すが、先ほどのお話によりまして、い
わゆる警察の見地からして美術品を入
れない方が適当ではないかといふお話
でございました。この法自体といたし
まして、いろいろ古物についての盗難
といったものを、何とか防止しなけれ
ばならぬという問題の点からこの法律
案ができるのであります。その見地から申しますと、実際問題といた
しまして美術品の盗難というものは非
常に多いものがございます。ただいま
ここに東京と大阪の最近のものをちよ
つと持つて来ておるのであります。これを見ましても警視廳でも一ぺんに
二十八点からの重要美術品なんかの手
配が出ておるのであります。大阪につ
いても非常にたくさんのものが出でてお
ります。かように美術品について盗難
が多い、殊に最近におきましては金目
のものといったよな点から、かよう
な美術品にことさらに盗難といったよ
うなことが現われておるのであります
。かようにも盗難防止という見地から
美術品だけを除くと、いうことは、現下
の情勢においては許されないものと考
えます。従つて本法の目的としておる
点から考えましても、この古物には美
術品が入るものと考えざるを得ないのと考
えます。第二の点の古鉄、古織維の
のこととございますが、本項について

は、いわゆる商品として扱われておる
ようなものについては本項の適用はござ
いません。第三の公安委員会の許可
ということが適當であるかどうか、む
しろこれを市町村に権限を委譲すべき
ではないかというお話をございます。
これにつきましては新しい警察制度に
なりましてから、できるだけいわゆる
從來行政警察の名のもとに行われてお
つた「いろ／＼」の方面に警察官が関與
しておつた部面というものは、極端に
これを制限し、他に委譲して参りまし
た。そうしてたとえば衛生だとか、あ
るいはいろ／＼な一般の営業に関する
ものは、すべて警察がこれを取扱わな
いことにいたして、眞に警察目的上必
要な最小限度のものについてのみ、警
察においてこれを関與する、それはこ
の警察法でも示されておりますよう
に、犯罪の予防鎮圧、あるいは生命財
産の保護といった点から、警察上非常
に重要であるといふものについての
み、警察においてこれを留保するとい
う考え方をとつて来ておるわけでござ
います。たとえて申しますと、さきの
議会で成立いたしました風俗営業取締
法といふものを考えてみましても、こ
れも普通の飲食店といったものは警察
の対象とすべきものではない。しかし
風俗犯に關係のある非常に密接な關係
にある風俗営業については、やはり警
察としてこれを扱うのが適當であると
いふ点から、同じ飲食店であつて
も、普通の飲食店は警察では扱わない
けれども、風俗犯に非常に関連しやす
い業体については警察がこれを取扱
う、これは犯罪の予防という警察の使
命からこれを行わざるを得ないといふ
ことになりました。この本法案につき

この行つていろいろな、その地、その國の文化、あるいは藝術に接する機會がある。それからより仕組みになつておるのであります。わが國も今後は美術品については、おそらく全世界から日本に来るという場合に、一般の美術品及び美術商といふものの品格を、より一層向上しなければならぬと、しうことは、別の見地から大きな問題でなければならぬと思うのであります。從いましてこの法律の條文から、古物から美術商を除くというようなことは、法律技術上の問題としては困難であるかも知れませんが、しかしながら美術品並びに美術商の社会的地位を向上せしめる。そうしてその使命を深く認識せしめるということにつきましては、適當なる処置を講じなければならぬ。これがいわゆる文化日本建設の非常な大きな使命でなかろうかといふうに存するのであります。この点について、て実際上の法律の取扱いについて、どういう御意見を持つておられますか、お伺いいたしたいと存じます。

問題として盗難が非常に多い、あるいは偽作あるいはこれをめぐつての詐欺といったような犯罪も非常に世の中に行われておる。そうした点から、この際美術品だけについて除外するといふことは不適当であるうのみならず、また美術品について、しかばばやはりこれを規制する、取締りをしなければならないといったしますれば、実際はここに出ている條文のように、やはり許可あるいは許可の取消しについて、同じようなものができることになるわけであります。そこでわれくといたしましては、前に申し上げた通り、こういつた文化財を特別に尊重して扱わなければならぬという御趣旨には全然同意でござります。従つてわれくとしてもその扱いについては十分に注意して扱わなければならぬ、かようく感じております。そこで本法におきましてもたとえばこの第十條において、許可証を與えることになつております。公安部委員会は古物商の許可をした場合において、許可証を與えるということになつておりますが、その許可証については、命令でそのこまかい様式等をきめることになつておるのでございます。大体許可を申請する場合におきましては、いろいろその扱う物品の種類等を書いて許可申請することになつております。従つてまた許可をいたす場合におきましては、それぐのどういう物品を扱うのであるということを示して許可証を與えることになつておるのでございます。従つて美術品を扱う者については、特に美術商であるといふことを表記したところの許可証を與えるという意味において、美術商の重要性の点からかんがみて扱いをして

いたがきたい。許可証についていかよ
うに、美術商については美術商として
許可証を與えるという方途によつて、
区別して行くことになるだらうと思ひ
ます。また十三條であります、許可
の表示といふことがございます。営業
所なんかの許可を受けているといふ表
示をすることになつておりますが、こ
れも命令の定めるとさるによつて、そ
れを表示するということになつております。
まして、表示の様式等についても、美
術商については美術商であるといふこ
とが、はつきり示されるような表示の
様式を命令で定めて行く、かよくな方法
によつて、文化財の貴重な点を十分
尊重する意図を示して行きたいと存じ
ております。

それから第二点としまして、これは第四條第一項と、二十四條第一項の一號二号に出ているわけであります。他の法律に違反しては三年以内に二度罰金をとられた場合には許可しない。あるいは許可したものに対しても行政处分を行ふということが書いてあります。この前の質疑應答の中でも政府委員のお答えでは、たとえば交通違反のようないいにかかつて罰金をとられた人に対する犯にかかるて罰金をとられた人に対することは、何か救済の道を講ずる必要がある。あるので、まあこういうふうに改悛の問題なんかを入れて考えておるのだ、こういう御説明であつた。そのお答えから判断しますと、この古物取締法の目的とする窃盜その他といふ破壊行為を犯し、もしくはそういうものに關係するような罪でなくとも、交通取締法とか、あるいは最近でも労働者に対するいろいろな保護法なんかもできておりまして、やはり罰則がありますが、そういう労働關係あるいは政治的な犯罪といふような場合でも、やはり罰則が入るかどうか。どちらをやつたとすれば、これは一回でも再び許さないことはいいと思うのであります。しかし政治的な犯罪、あるいは労働關係の犯罪、あるいは在通取締りに触れたというような、そういう犯罪のものは、二度罰金をとられたから、これは古物商を許さないということになりますと、大分大きくな問題になつて来ると思います。この点をもう少し明確にしておいていただきたい。これが第二点であります。

であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることがあります。この場合、警察署長が命令を出す場合には、相当の理由がある場合ということになつておるのにもかかわらず、二十三條の調査の場合でないと、「警察官又は警察吏員は、必要がある」と認めるときは、営業時間中に古物の保管場所、市場又は第九條のせり賣の場所に立ち入り、「古物及び帳簿を検査」云々とあつて、これは、必要があると認められた場合と、非常にあいまいなことがあります。たとえば第四條に、先ほど申しました公安委員会が、罪を犯して改悛の情があつたといふうに認めた場合はどうとか、あるいはまた改悛の情がないと認めた場合には許さないとか、それから二十四條の第二、三にもやはり同様な、公安委員会なり、巡査なり、警察官の主觀いかんによつては、どうにでもなるような状態でありますと、今までの慣例——慣例と言いますと、語弊があるかもしれませんのが、古物を見ますと、巡査が、こういう必要があると認めた場合と、こういう政処分ができるよう書いてある。このいくつかの例があるわけでありますが、最初に調査権の問題で申し上げますと、今までの慣例——慣例と言いますと、語弊があるかもしませんが、古物を見ますと、巡査が、こういう必要があると認めた場合と、こういう政処分ができる。古物商なども非常にそれが

りますし、これは特に古物商の問題であります。古物商の場合も、必要があると認めた場合と、やつて来て、そこに非常に困る場合が起きて来るのが事実であります。こういう巡査の権力濫用もしくは、皆さん方御承知の通りであります。古物商の場合も、必要があると認められた場合と、やつて来て、そこに非常に困る場合と、いわんやうな、あいまいな根柢によって規定されておりますと、どうある状態を、いかにして防止されるか、そういう手段をどういうふうに考へていらつしやるか、その点をまずはつきりしていただかなければ困ると申します。大体以上三点をお尋ねいたしまして、あとに続けます。

の信用というものが當業の基礎になつておるものでござります。従つて、さうな方に付しとは、特に法令については、ほんとらにきれいな方が當業されるということが好ましい、かような意味から、ここに掲げておるような規定が現われて來たわけであります。もちろんお訴の通り、非常に氣の毒な事情で、たま／＼罰金に処せられた人もある。そういう方を救済する道といふやうとりをつける意味で、改悛の情あるときという言葉が入つたわけでございます。機械的に一度以上罰金に処せられたらもういけないというのでは、あまりに氣の毒な場合がある。そのゆとりをつける意味において、かようなく言葉をえたわけであります。御説の通り、しかばその認定が非常に主觀的になりはせぬかという御心配の点であります。が、こちらの通り第二十六條等におきましては、いろ／＼行政処分については行政事件特別訴訟法の適用があるわけでありまして、違法な行政処分については、救済の道も別途十分講じておるわけであります。

使つたりなどするところ」とは、本法をもつての趣旨ではございません。かような必要があると認めるときと、かようなときは、他のどの法令でも大体こういふ字句によつてその趣旨を示しておりますので、その趣旨によつて、本法をかよう書いたのでござります。

○谷口委員 そうしますと、第一の点では、やはり交通違反をやつて二度罰金をとられたという場合も、改悛的情反をやつたら困るというような場合は、古物商は許さぬということになりますね。そう解釈してよろしゅうございますね。

○武藤(文)政府委員 どういう種類のものが犯罪か、先ほどは例示的に二、三のものをおあげになりました。これを実際上いろいろ区別して、こういふものの罰金、こういふものの罰金と、うように区別することは事実上困難でござります。従つて改悛の情といふものによつてゆとりをつけ、そこにおいて救済の道を講じておるものというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○谷口委員 この法案の内容からしまして、破廉恥罪なら、これはこういふふうに規定しておいてもいいが、そんないものを、つまり他の法律といふ場合に、破廉恥罪でないもの、政治的なもの、あるいは社会的なもので、したことがないような、そういう犯罪は当然抜くべきだ、そこを明らかにすべきだと、私はこう思つておるのですが尋ねしておるわけであります。

それから第三点の問題であります

が、どうも法律に必要な場合と書いてありますから、必要な場合だけやつてくればいいが、実情は、こちらあるまいなことをやつておくと、巡査が盛んにやつて来て、商人をいじめる。これが実情であります。こういうことに対しても、何か商人を教説するような方法を考えておく必要はないか。この法律全体を見ますと、教育の方法がないいろいろな点がありますが、しかしこの意味でどうするかという問題はないわけであります。この点は他の法令によりましても、もちろんそういう巡査は越権行為でありますから、取締る法律はあると思いますが、社会的な実情としては、常にそういうことに弱い商人は、脅かされておるのが事実であるから、これに対しては、これはこうだということを、單に必要と認めた場合といふのは、他の法律に書いてあるから、こう書いたというお答えではなくて、はつきりそういう不心得な巡査に対する頂門の一針を與えておいてもらいたいと私は思います。

施に当つては、御意図を体して、行き過ぎのないよう留意いたしたいと存じます。

○谷口委員 これも古物商の人々がおつしやつておる言葉でありますので、お聞きしておきたいのです。が、いう非常に残酷な取締り法律の中に古物商を置くといふことは、結局古物商に品物を持つて行つて賣る正しい國民が、今度は古物商からどうぼう抜いて、物の値段が正当に通らないので、たたかれるおそれがある。政府委員はそういうことはないだらうと思ひますが、私どもなどは本屋さんに行きましたが、大いにはすかしいから、安くてたかれても黙つて帰るのであります。が、堂々と行けるためには、やはり社会的に考えて、法律でどうぼうの世界だというようなことを思わせる状態に置くことは非常に悪いのであります。が、堂々と行けるためには、やはり正当の値段で買ひ取らせるためには、この取締りにおいて、古物商の世界をこうした見地から見るということはよろしくないのではないか。そこで私どもの考へておるのは、そういう点から見ましても、また從來古物商取締りの中でも、これと同様のことが規定されておつたのであります。が、それによつて窃盜にあつた物が出て來たかと言えば、あまり出て來ない。盜られる人は山のごくあるが、ところが、實際上、今までの実績を見ると達せられていないというような事情であつて、古董または美術品、こう

いうものが盜難にあり、そういう犯罪を防止するために、古物商を通じて取扱うといふようなやり方ではなく、別の法律なり、あるいは対策を考えられた方が、この法案の目的を達する上によいのではないかと思ふ。こういう点について、根本の問題でありますから、政府の御所見として、これ以外にする道はないというふうにお考えか、それともこれはあまりよくなないが、拙速主義でこれをやつて、将来もつとよい形において、そういう窃盜あるいは犯罪といふものを防止できればやりたいといふふうに思つておられるのか、その点を最後にお聞きしたいと思います。

に比して、業界の保護、擁護という点について十分意を用いておることが、御了承願えることと思うのでございます。また現在非常に多く古物商が多うのが実情ではないか、むしろ今回の法律によつて、かようなもぐり業者とくまで擁護して行きたいという趣旨を、この法案から十分おくみ願えることを思ひます。かような意味において、本法については、むしる商権擁護という点において、前よりも数段の進歩を示しておると、う点を御了承願いたいと思ひます。

それから、かようにやかましい法律の規制下に業者を置いて、そのため職品の発見ということが從来大した実績が上つておらないではないかといふ御質問でござります。これは何と申しますか、われくは現状において満足する状況にあるとは決して申し上げません。とにかく現在多い犯罪の中の八割を占める盜難というものについて、本当に被害品を発見して、被害者を安心させて上げるということに、われわれとして一層の努力をしなければならない。そのためにはあらゆる方途を講じなければならぬといふことを考えております。かような意味において、この盜難の多いときに、國民に少しでも被害品を返して上げることについて、業界の方々も共にこの法律のもとに協力ををしていただきたいということを、切に私としては希望しております。もし職品をうんと次第であります。

あげるとするならば、この法律を一
きびしくして、届出等も厳重に施行
に行くということになれば、職品の発
見ということは、あるいは樂になる
かもしれません。しかし一方商權の権
力による御協力によつて、被害品
を見つけること、一層警察としての
努力して行きたい、かように考えて
きものにおいて、業界の全面的なな
遵守による御協力によつて、被害品
を見つけること、一層警察としての
努力して行きたい、かように考えて
る次第であります。

いはこれをめぐつての詐欺といつたものが非常に多い。そういう意味において、ほんとうにこれらの美術品を愛玩させておるところの國民に、できるだけ警察として御協力申し上げる意味で、盜難・遺失あるは詐欺防止といふものにお手傳い申し上げたいということから、實際問題として美術品の盜難等が多いという点から見て、かえつて美術品だけを除外するということは適当ではないと考えております。次にお話の点でござりますが、一應美術品を除き、しこうして附則で美術商については別に政令でこれと同じような取締りの規則を制定してやつたらどうかということは、これは御意見として非常に一理あると思います。美術商という特別の地位をこれによつて明らかにして行きたいという御意思のようになつたのであります。ただ實際の問題といたしまして、なるほど美術品といふものは、一品制作でこういうものを表わせると思ひますが、具体的にどこまでが美術品か、どこまでが普通の骨董になるかということになりまると、限界を表わすことは實際問題として非常に困難であります。従つてまた品物を扱う者が美術商で許可を受けて、古物商で許可を受けなければならぬといふ二重手間ということも起るわけであります。さような意味においてがつて二つのものにすることは二重手間になつて、いたずらに業界を混乱させ、迷惑をかけることになるのではないか。かように考えます。かように附則に基いて別個の政令をつくりまして、おそらくその政令の内容といふものは、この法律に出て、いる許可の條件とか、あるいは許可の取消しのやり方について、

という点、すべて本法と同様であるうに存じます。ただお話を点、先ほども龍野委員にお答えいたした通り、文化財の保存、尊重という見地から、これな意味において先ほど申し上げました通り、許可証あるいは許可の表示といふものについては、特別に美術商については美術商という表示、あるいは許可証——それすぐの業態について許可証を出すことになつておりますので、美術商については美術商という形で許可証を出して行くということによつて、美術商の地位をはつきりして行きたい。かように考えております。

○問 狩政府委員 第十條の第二項に「前項の許可証は、命令の定めるところにより、」ということにいたしておられます。その命令の内容は、先ほど申し上げておるのであります。これほんの案でございまして、一應こういうことを考えておることで御了承願いたいと存ります。その第三にありますように、その期間満了一箇月前までに更新の申請をするということをきめたいと思つております。

それから第二点の美術商の許可証あるいは店頭の表示に關連いたしまして、他の道具あるいは宝飾品といふものとの取扱いを兼ねる場合にはどうなるかということでございますが、店頭の表示と申しますと、美術品を扱う関係におきまして、美術商という表示一本であります。そのほかにさらに道具とか、宝飾品を取扱うことになりますれば、それは別の表示といたしまして、古物商の時計、宝飾品あるいは道具を取扱う者としての表示をしなければならぬというような取扱いになるだらうと思ひます。

○大泉委員 私のお伺いしたいのは、許可、認可に対しても手数料をとるというのは、何を根拠にして手数料をとるのか。この取締法案によつて当局が古物商に対していわゆる犯人検査、あるいは防犯に対する協力を求めなければならぬにもかかわらず、あべこべに料金をとるということは、かえつてこの法案に矛盾しやしないか。大体この法案の趣旨は、申すまでもなく取締法によって犯罪人の検査、不正品の回収、盗品の回収をすることだと思いますけれども、この目的を達成するため

に、古物商に協力を求めて行くのに、この法文を取上げると古物商を疑いの目をもつて見たり、権力をもつて取締つておるよう見える。自分が協力を求める者に、あるいは疑いをかけたり、信頼をしなかつたりしては、協力も援助もできぬじやないか。眞から信頼しておれば、あるいは眞から協力もいたしましよう。もし疑われるならば、こんなめんどうな間違ひの起りやすい、ようなものに対しては、近寄らない。ごめんごむるということになりやしないか。そこでこれはあまりにも物をもつて人を律するというようなきらいもある。大体見当違いな目的を持つておるようには思ふ。先ほどの政府委員のお話によりますと、古物商はまず人格その他品行上の非常によろしい者をもつて、その認可許可の基礎条件とするというように言つておりますけれども、確かに目的はそうでありましょうけれども、今日実際これを行つておるものは、私どもの常識から申しますと、どうでない結果を及ぼしておれども、また、その言わんとするところは、認可する。それほど政府委員の言われるよう人格なり、あるいは操行なりのりつばな人であるならば、こんな取締りなんか何もしらない。そういう小むづかしい取締規定を置く必要はない。ところが実際はそうでないからこれが必要なんだと私は思う。また、そうしてみると、どこまでもこれは物を羅列して、そして物の動きを人によつて求めるのだから、ます人の人格を基礎としたところの営業、あるいは営業のやり方を、相當重視しなければならぬと思ふのであります。そこで政府がこの取締法案のよう、犯人の検挙のできないような法文をつくつて、これに

臨むということは、かえつて成果が上らないことになる、むしろ私はもう少しの目的に近づいて、犯人の検挙を容易ならしめるという方向に持つて行つた方がいいのではないかと思うのであります。それには取締り対象の業者に対する損害を與えないこと、むしろ協力者に対する優遇するくらいの態度で臨んで行かなければなりません。また傍観して、つまり怪しいものが飛び込んで來た場合には、これに対する自分で接近すると、あるいは間違いのもとなるかもわからぬ。これから遠ざかる。いからというので、これから遠ざかる。これに対する自分では、何らかの方法をもつて積極性を持たした方がいいのではないか。この法文によりますと、むしろ犯人を追い返すような結果になるのではないかと私は思うのですが、この点もう少し実際に即した法令に訂正したらどうかと思うのです。つまり私の言わんとするところは、認可許可の料金をとることをせずに、むしろ補助を與えるべき性質のものであるけれども、補助を與えることはなかなか困難であるから、あまり実際と離れた方向に持つて行かないようなことをする方がよろしい。それから先ほど政府委員の申されるように、指示する、あるいは命令するということになつておりますが、もしそういう点で実際上の取締りにおいて、現場の執行者の行き過ぎあるいは過脱した行為に対する方針においては、組織その他の組合がありますが、もしそういう点で実際上、その範囲を明確にして指示しても、その執行者の方に、その組織を統轄する組合代表者に対しては、特にこの目的の存するところを深く了解せしめる。またよく意見を聞きたいと思います。

○武藤(文)政府委員 お話を点でござりますが、古物商が警察に協力して犯罪予防、検挙に貢献する、むしろつとめてもらうくらいにしてもらわなければならぬと思うのであります。これが古物営業にかかわらず、あらゆる営業者にお聞きいたしたいと思います。

業、あらゆる國民が、ほんとうに新しい警察に打解けて行くという見地から、まことに望ましいことである。そういう意味においてひとりこの古物商のみならず、ほかの方々も、積極的に警察に協力していただくことは非常に望ましいことだと思います。そこで手数料をとることは、むしろこれに逆効果を及ぼすことは本末倒置ではないかといふ御趣旨だと思いますが、なるほど市商にいろいろの協力を求めておりまします。しかしまだ一面におきまして、いわゆるもぐり古物商といつたものについては、嚴重な取締りをすることによつて、正規な古物商については安心して営業ができるようにして行きたいと申す。かよくな意味においては、この法のねらいでもあるわけであります。かよくな意味においては、皆手数料をとることになつておられます。飲食営業あるいは興業場、旅館、あるいは浴場、お医者さん関係、薬剤師とか、いろいろなものが、最近は全部手数料をとることになつております。その例は從つて本法でも手数料をとつております。これによつて業者と警察の間にひびが入ることを、われわれは絶対に望みませんし、またそういうようにますくなることは、われわれとしては考えてみなかつたほどの問題であると思います。

それから末端への指示をはつきりしてもらいたいというお話をございますが、これはわれわれとして特に意を用いておるところでございます。いろいろの立法が次々にできて参りますが、ほんとうに末端でその執行に当る警察官が、十分にその法の精神なり、法の解釈なりをよく知つておつて、適正に運用して行くことは絶対に必要でございます。かよくな意味において、われわれは末端の警察官の教養には、特別の意味を持たして力を入れておる次第でございます。本法案ができますれば、たゞちにこれのことをかい解説をつくり、「その要領を示して、末端の警察官において適正な運営ができるようになります。かよくな意味においては、おそらく若干お話の意味において御期待に沿う得ると思つております。

それから古物商が公安委員になれないかつたといふお話をございますが、これはおそらく若干お話の意味において食い違いがあるのではないかと思うのであります。それは警察の直接取締りを受ける立場にある人が、警察の管理をするところの立場の公安委員に置かれると、いうことは、いかなるものであるとか。むしろその人御本人としても非常に心苦しい立場に置かれるであろう、他からいらぬ誤解を受けたりすることもあるだろう、さような意味において、警察から直接取締りを受ける立場の人間が警察の運営をするということは、避け方がお互いのためではないかという意味から、公安委員にならないかつたのではないかと私は考えるのですが、あります際にも、相當業界の方の御意見をかり自主的に協力する方途を講じてもらいたいということで、これは私全然同感でございます。現に本法をつくります際にも、相當業界の方の御意見をわれわれとしては聞いております。おそらく業界の方は驚くだろうと思いますが、非常に緩和された法案が出たのですが、おそらくびっくりされたのではな

いかと私は考えております。十分に業界の方の御意見も聞きまして、

また今後本法を実施するについても十分に業界の自主的協力、率先して警察機関に協力していただくという方法で運営をして行きたいと、かように考えております。

○大泉委員　ただいまの御説明で大体わがりました。古物商の取締法案ができてから五十年以上になるような状

態であります。その間社会情勢はきわめて変化しておる。こういうような立場から一般に取締の方も、取締られる方も社会情勢に左右されて、きわめて時代に即應した一つの方策をとつて來られたのであります。ここであらためて法案を改正するとなると、やはり新しくなるのであるから、業者が非常緩和された法案になつたので、び

くりしておるのではないかというよ
な言葉は、とんでもない話である。
しろ五十年なり六十年なりの時代の達
が、現実的に、この法案よりも現実
に即した取締りになつておるのでな

いかと思う。今政府委員のおつしやるような、びっくりしておるというよな考え方は、まだ現実的に施行されないからわかりませんけれども、そらく見当違いであろうと思います。私は努めて業者の意見を聞いて、先ど谷口委員から申されたように、何関係のない犯罪行為にまで引つぱりされて説教を受けるということは、わめて妥当でないと思う。これらは、者の意見を織込んで、適正な運営をしてもらいたいと思います。今後の執行といふものは、民間人と政府が体になつて当つて行かなければならぬのでありますから、特に業者の意

を重要視していただきたいと思いま
す。

○武蔵(文)政府委員 私の言葉が誤解され
を招いたならば御了承を願いたいのであります。本法はごらんの通り現行法に基いて、非常に業者の営業権について法律上明確にしており、たとえば許可あるいは許可の取消しについて昭確にしておるような点で、多くに本法は業界のためも考慮しておるという立場は、お考え願えると思うのであります。かような意味で本法を今後運営するについては、一層業界の意見を聞くべきものは十分尊重し、積極的なその協力を得て運営して行きたいと考えております。

当する者』がほかの店に行つた場合にはどうなるか。結局同じことではないか。罪三族に及ぶといふようなむしろ封建的な考え方ではないか。むしろこの六号は除いてしまった方がよろしいのではないか。あまりに取締りに嚴して目的を達しないのではないかと思ひますが、この点について樋貝國務大臣の御意見を承りたい。

それから第二十一條でありますが、これについてはいろいろ論議が繕されました。この中の「被害者又は遺失主」とあります、が、被害者と遺失主を同一に論じておる。どうぼうにあつた人と物を落した人、それが原状回復を無償で求めると、いうことは、同様に論じ得られるかどうか。そこに注意力の差異があると思います。これを同一に論じて、無償で回復するということではなく、これは差別をつけなければならぬものではないか。少くとも遺失主でかつたならば、半々にするとか、ある、は他の方法をもつて措置するとか、まさに法律上の差異が当然起つて来るところ

うに考えられますので、この点法律権威者である國務大臣からはつきり説明を願いたい。

○権貴國務大臣　ただいまお尋ねになりました第一点の「使用」の中に美術鑑賞が入るかという問題ですが、使
といふことは御承知のごとくわれらの欲望に沿うよう物質を利用する
とでありますて、従つてその範囲は
賞ももちろん入ることと思います。

實にわれくの目をもつて眺め樂む、われくの美術鑑賞の欲望を満
する以外に、なおわれくの
神的ににおける非常な多数の欲望があ

するところを満足するものは、すべて廣い意味の使用ということに使われて

おります。今例でお出しになりました
遺失物については、取得者が一定の報

おりませんから、従つてその使用といふ意味の中には、鑑賞も当然入るといふ考え方でおりましたわけであります。従つて特に鑑賞だけをえり抜いて、その中から規定しなかつたようなわけで本

ります。それから第一点の第四條ですが、同居の親族ということは、現在においては親族であつてもかま

ない。家族と、それから同居者とうふうに現行法は限定してあります
が、それよりは少しゆるくなりましたが、
ようなわけで、親族であつて、かつ居している者、経済をともにするまで
ろうということを考えられる人だけについて限定いたしましたようなわけで、現在においては非常にゆるくなっていますが、決して封建的な思想で

ここに表わそうという意味ではないのであります。従つてただいまお話を伺つたような意味とはよほど違つて考へております。それから第二十一條の償償の点は、たれが被害者であるかと

うこととも非常に関連いたしますが、現行法においては警察署長を通じてすといふことになるわけであります、やはり無償であります、しかしこれは無償であるか、有償であるかといふことについて、仰せの通り考へべきがありまして、だれがその場合におられる被害者であるかということであり、それけれども、現行法における主義をみるとすれば、言いがえれば民法に対する例外であるとすれば、現行法のごくに、警察署長を通じて取上げるとことではなしに、直接返すといふことで、かえつてその方が警察の経由省略するゆえんでもあらうかと考へ

おります。今例でお出しになりました
遺失物については、取得者が一定の報

醜をもらうことになりますが、
しかも物は本人に返るという態度を取
つておりますし、それが今日において
は妥当であると考えております。盜賊
につきましては、やはり現行法に考案さ
てあることが相当ではな、かと、う占

であります。従つてそれだけのこととは、經濟上にまた現われて参りますたゞ

に、実際においてはその危険をもよ
んばかりで、相当な價格で引取る
うことになるのではないかと考えてお
ります。従つてこの負担はむしろその
当面のことと携わった人にさせた方で
よがるうといふような考え方でありま
した。それで現行法の弊害をとりまし

ようなわけがあります。別に今の責任は
その他に連つたところがないと考へた
次第であります。

法文の中にはつきり書き入れた方が、將來の混乱を來さないのではないかと考へておるのであります。それから第一條今のは定義であります。これも使用は觀賞、美術を入れるとすればそなへども、そのことをここに入れないと、末端においていろいろ解釈の混乱が起るのではないかというふうにも察せられるのであります。こういうことに関しても、法案全体におきましても、いろいろ混乱あるいは誤解が起る点が多いようであります。そうした解釈はつきり業者に傳えませんと、かえて有害になるのではないかと察せらるのであります。その点に対しても

を一緒にする新族は、同じように取扱わねばどうしても困るという事情がありまして、そういう現実の事情と、ただいまお話をありました理想との間の調和が、この辺に落着くのではないかと考えておる次第であります。それからまた三人の従業者という点もそうであります。現在においては人数は制限しないけれども、そのかわり身分關係において非常に制限いたしておりましたのを、今度大分その点はゆるめて、かつ人數において制限いたしました。たようなわけで、大体三人あれば、一、二の薬屋などのような資本主義といふものは別といたしまして、これで大体いいであろうというような考え方で、今まで大体見ましたところでは、ごく少數の例外を除いては、大体三人ぐらいが最高限度になつております。するために、これでよからうというような考え方を持ちましたわけであります。それから盜品の点について、無償で回復するという点がありますが、業者を保護するか一般國民を保護するかという点で、この点はわかるだらうと思します。先ほどお答えをいたしましたが、遺失物については拾得者に一割をやるというような規定になつておりますので、その辺を盜品に加味するかどうかということですが、これを立法の当時におきましても考えてみましたが、けれども、盜品については、盗まれた者の意思がちつとも加わらない。それで、「割の制限も、盜品については考へない方がいいだろ。」多数の國民の方を保護して——業者の方にだれか知り合いでなければ、業者はもらわない

のですから、順繕り／＼に請求もでき得るようになつておりますから、従つて最初に盜んだ人から受取つた人は、その人を知らないで品物をもらつた、買つた、といふような場合には、その辺に過失が本人にあるものと見なければならぬ。ですから盜まれた人間の方を保護して、最初に不注意であつたかも知れない、あるいは知つておつたかも知れない、といふ考えであります。今もしれなきけれども、その盜んだ人から物を買つた人の方に負担をさせたらいいだろ、という考えであります。今のお説のように、業者を轉々として参りまして、最後に品物を引上げて参りましたと、いう場合には、純然たる求償権がありますので請求ができる。そうした最後の段階に一番初めまで行きまして、盗んだ人から品物を買つた人が、名刺一つ受取らずに、それからまたあるのは別に手形一つ取らずに、その盗んだ人から物を買つたということがあれば、過失と見なければならぬ。ですからその人に負担させるのが相当だろうと、いうわけで、こういうような処置を取りましたようなわけであります。ですから、遺失物とは非常に性質が違うだらうと、いう考えから、たゞいま申します。従つて遺失物とは非常に性質が違うだらうと、いう考えから、たゞいま申します。現行法のとつておる、ただ警察を通じてといふことだけを改めたらよからうといふような考えを持つたようなわけであります。ひとと御了承を願いたいと思ひます。

たいことは人間である限り人情であります。しかしその品物そのものをほしい。しかし本法のごとき峻厳な形にいたしますと、正常な市場なり店舗を通さずしてやるから、やみからやみに業者によつてさばかれててしまう、こういうことを私はおそれるのであります。むしろ業者も本法を通して、犯罪防止の方面にも明るく協力をして、どんどんと正常に店舗、市場に通して行くようになります。角をためて牛を殺すようなことになつてはいけません。運用の問題にかかると、思いますが、そういう点から御考慮の余地がないか、こう思うのであります。

それから従業員のものは、どう考えてもこういう精神は露店的の性格以上に私は伸びて行かないと思う。むしろそれよりは自由にこれを認めて、内容を堅実にして、正しい、そういつたような犯罪が行われぬよう形に保護助長し、これを処理して行つた方がいいのではないか。これをあまりに圧縮していく行きますと、露店的の性格以上に私は伸びて行かないと思う。こうることは今のお説明によりましても完全に了解の域まで至つておらぬのであります。私が、私の質問は以上で打ちります。

○立花委員 今までちつとも言われていないことで、今野村さんから言われた意見と本質的に関係があるのであります。三十條の罰則の問題です。この法案の全部を通觀してみると、使用者が小さい違反をやつても、使用人は罰金になります。さらにそれが重い主の罰金になつて参ります。そうするとこの法案ではつきり罰金を二回以上やら

れると言葉ができないのですから、使用者が小さい罪を犯しても、それが二度重なれば、営業権が奪われることになるのです。こういうことが、やはり憲法上の本質的な営業の自由というところから見まして正しいかどうか、大分問題になるのじやないかと思うのですが、國務大臣の考え方を伺いたいと思います。

○櫻貝國務大臣　お説のごとく両罰主義は、できればとりたくないのですけれども、現在の実情から見ますと、番頭がやつたので、あるいは主人が知つておらぬからということで、片方が逃げてしまひを許してしまうことでは、どうしても目的は達成せられないので、従つて現在この両罰主義をどうおさねのありましたようなわけで、従つて現在この両罰主義をどうおさねのありましたような方面につきましても、両罰主義をとつたようなわけであります。もとより先ほど政府委員から申し上げたごとくに、本件に関しましての実情に即するような取扱いはしたいとは思つておりますけれども、しかしながら申し上げたように、國民大衆を救うためにには、業者においても注意してもらわなければ困るだろうと思ひます。従つてこういうような結果になりましたことは御了承願いたいと思ひます。

○立花委員　それは非常に重大な犯罪だと、そういうことも考えられるのですが、三十條によつて、二十三條の違反が全部罰金になつておる。二十三條の違反と言ひますと「関係者に質問することができる」とあるのですが、質問をされ返答しなかつた場合に罰金になると思う。その使用者が犯したそういう軽い犯罪が、同時に雇傭者にもですが、三十條によつて、二十三條の違反が全部罰金になつておる。またこれが二罰金の刑になつておる。またこれが二

回重なれば営業が禁止されるということが、この点はぜひ改めていただきなければならぬと思います。使用者の犯した罪が罰則主義になることも問題でありますから、この法案の内容から見まして、非常に軽い問題でも、營業権の問題にまで響いて来るということははつきり出て来ますので、御再考を願いたいと思います。

○問 狩政府委員 大臣から御答弁がございまして、今三十條をあげての御質問であります。第三十條では警察官が質問をいたしましたが、第三十條では警察官が質問をいたしました場合に、返答をしないということに対します罰則は実はございません。ここに罰則についてはぐ二十七條から三十條まで規定いたしております違反の行為は、本法案の趣旨から考えまして、それく重要な項目ばかりでございます。そういうような違反の行為があつたという場合には、やはり取締りの上から重大なことになりますので、従つて二回重なれば三十三條の關係にまたなつて来るというようなこともやむを得ないかと思ひます。

○中島委員長 午前中の質疑はこの程度にして、一旦休憩いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 それでは午後一時二十分まで休憩しまして、質疑を続行することにいたします。

これにて休憩いたします。

午後零時二十分休憩

138] *Journal of the American Revolution*, Vol. 5, No. 1, Spring 2013

金銭を貯めます。

この際、地方税法の一部を改正する法律案に關し、入江法制局長より発言を求められておりますから、これを許します。
（入江法制局長）

○入江法制局長 私は衆議院の法制局長でございますが、最近の機会に、関係方面から、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、一よりも思を修正してみてはどうかという参考意見の提示が私にありまして、これを当委員会によくお傳えるようなどうかと申上げてありましたので、これを申し上げたいと思います。もちろんこれは関係方面的の参考意見でありますて、そういうふうにしてくれとかなんとかいうふうなことではなくて、あくまで当委員会において自由に研究をしてよろしいのだという趣旨でありますから、お含み願いたいと 思います。

その点は一点でありますて、今度のこの改正法の四十五條の二ないし四十五條の三十五というところに、滞納処分に関する非常に詳細な規定が置かれています。ところがその四十五條の六の規定を見ますと、滞納処分に必要な臨檢、検査をする場合に、行政機關の者がただちに臨檢、検査をすることができる点はおもしろくない。何かこれは、たとえば裁判所の許可を受けるとか何とかいう、慎重な手続にするがいいのであるが、そうなつておらない。このようにこまかい規定を置いたとしても、その点を逸しているのでは何もないから、これについてひとつ考えてみたらどうかというのでありますた。

これにつきまして、私の法律的見解だけを一應参考に申し上げますと、

從來は滞納処分につきましては、國稅

そういうふうな行政上の隣境検査について、そのまま行政官廳が個人の宅に臨檢、検査ができるというようなことは、憲法の精神から見て、もう少し嚴重な制限をすることが望ましいといふ点は同感であります。それで、今までこのこの地方税法一部改正の四十五條の「ないし四十五條の三十五」というのは、非常にこまかい規定でありますので、これをたたいま申しましたような線に沿うて検討をして、修正して行くというのも一つの案である。あるいはまた、この際はこういうこまかい修正は一應やめて、現在二十四條というのを譲納処分の規定があるのですから、それはそのままとしておいて、新しい機会にこの臨檢、検査についての権利保護の手段を研究するということにして、この際は現行法の二十四條を生かして一應まとめて行くというのも、一つの方法かと思います。いずれの方法も法律上可能であり、これらの点につきましては、当委員会で適当に御判断願いたいと存するのであります。

いただきたいと思います。地方自治権

の侵害になるかと思われる部分があるのです。たとえば一つの公安委員会で許可されたものを、そこで許可を取り消せば、他の公安委員会の所轄の範囲内にあるものも自然的に取消されるという條項が二十四條の中にあります。なんですが、品切れの場合はさしとめ考えか、これをひとつお尋ねいたいと思います。それから根本的な問題なんですが、品切れの場合のさしとめとかあるいは無償で回復する場合の経済的な補償をお考えになつておるかどうか、これもあわせて御返答願いたいと思います。それから最後の罰則であります。罰則の問題は、さいぜん権限が三十三條のような非常に軽い問題で使用者が処罰される、その使用者の处罚に対しましても、三十條では罰金となつております。罰金以外の刑は言つてないのですが、非常に軽い問題でしかもそれが二つ以上重なりますと、第四條の規定によりまして、営業が許可されない、こうなつて参りますのは、あまりにひどいやり方じやないかと考えられます。全体を通じまして、この法条の罰則は、もう何かといえば懲役であります。最後の三十條だけが罰金になつておるわけですが、これはきついのです。たとえば三十一条、三十二条、三十三条を通じて、罰則が普通のこういう取締法よりもはるかにひどい罰則であり、以下三十一條、三十二條、三十三条を通り、一條の罰則などは、懲役と罰金を併科することができるというふうになつて

おります。さらに三十二條になります。

と、消失によって二十條の第三項と、いうふうになつております。罰則がござつて、こういう軽易な問題を引起しまつた。損害または料料に處せられるるに、この点をどういうふうにお考へか、お答え願いたいのであります。

○問 寺政府委員 二十四條に、営業所を二つ以上設けております場合、(一)の営業所について許可の取消しましたは停止ができるという規定になつておりますことについての御質問でございますが、これは古物商が、先刻來た営業所につきましても、行政処分ができるというわけなのでございまして、対人的信用を重視する古物商にきましては、これは必要な規定であります。なお現行法について申上げますと、古物商の行政処分が全部に及ぶということになつておりますので、一つの営業所について違反がある場合は、当然にすべての営業所の許可が無効になるというような建前になつておるのであります。それとさることで、本法案におきましては緩和しておるということを申し添えておきます。

それからさしとめの場合の補償であります。が、盜品または遺失物であるが、うに足りる相当の理由のあります

合に、三十日以内交換賣買をさしとめ

はむろん業者に対する負担になるわけあります。ですが、その程度の負担に耐えます。それで、業者の協力を願いたいと思つておられます。それから罰則の問題についてお尋ねしますので、これにつきましては、業者協力の御質問でございますが、本法案の罰則につきましては、他の法令と十分に比較検討をいたしました上で、他の法令と均衡を得るようになつておりますので、本法案が特に重い罰を科しておるということではないと思います。ただ非常に軽微な違反に対しましても罰金がかけられる。使用者の違反に対してでも營業者自身が罰金の刑に処せられるというような関係になります。ですが、法律的にこれを規定するといしますれば、違反に対してそれなりの刑を科するという規定を設けざるを得ないのです。しかし実際の問題としては、簡単な、しかも何ら惡意のない、形式的な違反があつたからというので、必ずしも事件として起訴するというような場合には、むんならぬのであります。軽微なものはそれはそれで済むのであります。品質なものに対して処罰するということは、これは一般的にさようござりますので、今御心配になりますように存じます。それから三十一條の關係でございますが、これは情狀により徵徴役と罰金を併科することができるという規定も、他の法律におきましてもさう

べて同様の例があるのでございまして、本法案におきましても、やはり情狀によりましては、体刑と罰金とを併科することが必要な場合もございますので、この規定を設けたわけでござります。それから三十二条の関係におきまして、過失による違反に対し拘留または過料に処するというようなことが、非常に行過ぎではないという御意見であります。これはつまり品觸を出してしまして、品觸に該当する品物があつた場合には、古物商は必ず警察に対して届けをしなければならぬということになつておるのであります。これは犯罪捜査の上から申しまして、きわめて重大な事柄なのでございます。ぜひ業者が良心的に、しかも責任を持つて品觸と同一のものがありました場合には、必ず警察に報告をしてもらわなければ、よう規定が必要なのであります。さればならぬので、ぜひそれを勵行をいたしまするためには、やはり三十二条のよう規定が必要なのであります。悪意ではなかつたが自分は全然知らなかつた。わからなかつたから届けなかつたということで、その責任を免れるということになりましたならば、品觸によつて盜品または遺失物の発見ということが、とうてい十分に參りませんので、過失さへなければ、良心的に、また責任を持つて注意をしておれば、当然わかつたはずだということが立証できまする場合には、この三十二条によつて罰則を受けなければならぬということにいたしたのであります。この点も御了承をいただきたいと思います。

品または古物の二年以上経過した問題に対しまして、この二十一條では「二年を経過した後においてはこの限りでない」というように書いてあります。ですが、現行法十七條によりますと、「二箇年ノ後被徵收者ニ還付スヘシ」とはつきりとうたつてあります。こういう点でも現行法よりもこの方が後退しているということがはつきり言えると思う。この点に関してお答えを願いたいと思います。それからもう一点は、使用人の罪が本人に行く、あるいは罰金と徴収の併科の問題ですが、現行法によりますと、現行法二十二條には、こういう種類の問題に関するましては、かえつて保護規定のようなものがありますと「刑法ノ數罪俱発ノ例ヲ用キス」ということまで書いてありますて、こういう点から考えましても、罰の点ではむしろこの改正法律の方が強くなつておるということが言えると思うのであります。以上二点につきましてお答え願いたい。

○問狩政府委員 現行法におきましては、何しろ古い法律でございまして、罰則の關係におきましてもはなはだ不完全、不十分な法律なんどござります。罰金が最高五百円以下ということをございまして、重い違反であります。それでも体刑は全然ないのでございます。従つて併科の問題は起らないわけであります。されば非常に不十分だとい

うことの一番黒幕な例を申し上げますと、古物商という業態の中で、防犯上規の業者のほかに、全國的に多數の、わざわざ古物商が跋扈いたしまして、それが犯罪の温床になつておられます。ところがそれに對しまして現行法では、検挙いたしまして罰金五百円以下の刑しかかからないであります。もとより営業の許可がございませんから、許可を取りましたらは停止するという方法もございませんじめぐり古物商に対しましては、現下の経済事情から申しまして、罰金五百円の刑をもつて臨みましてもほとんどの効果がないで、しかし防犯の見地からいたしましては、これが撲滅を期することとは最も重要な点であります。その他の關係におきましては、この二十一條につきまして、現行法ではなるほど二年を経過したならば古物商に返還するという規定がござります。但しこれは被害者または遺失主がわからない場合に、警察が徵收保管をいたしておりまして、しかも二年経つてもなおかつたれも被害者、遺失主がわからないという場合に、古物商に返還することになつておるのです。まして、さような警察が徵收するとことと全然本法案においては考えおりませんので、重いか軽いか、ちょっと比較ができない問題でございまが、それに関連いたしまして、この

案において現行法よりも必ずしも緩和されとはいひ、という御意見は、まことにその通りであります。また一責任を重からしめる点につきましては、それく現行法よりもさらに厳しくしてはいたいといふ規定も問題がござりますが、それくその必要によりまして規定いたしておりますので、御了承いただきたいと存じます。

それから第三点の問題につきましては、現行法では「数罪俱発ノ例ヲ用ス」ということになつておりますが、現在の一般の例におきましては、さうな規定はございませんので、この案におきましてはそれを除いたわけあります。

○大泉委員 この際一点お伺いしてきたいと思います。この前どなたか御質問があつたと思いますが、けれども、その答弁がまだ得ておらないといたしますが、地方の公共團體が懲役につきました物品交換所、やはり財團法人の組織によつて物品を交換してゐる。こういう非営利事業の團體の場合は、この取締りの対象にならないと、うよううに聞いたような氣もしますけれども、この点はつきり御答弁を願いたいと思います。また法文の上にもこれを明確にしておいていただきたいと思います。

○間狩政府委員 公益法人が經營しております日用品交換所のことときのに対して、この法案が適用になるという御質問であります。第一條に、

嘗むことがあります。從つて公益法人が営利の業を営むことはない建前でありますので、そういうものは適用がございません。但し現在公益法人の名前でもつて經營をいたしておりますので、そういうものについては、おのずから別であります。

○大泉委員 もう一つお尋ねいたします。物品の種類ですが、類似品のことはわかりましたか、ただ古物として用途がはすれて、いわゆる材料となるものの、くず物になるもの、しかくず物といえば鉄材のようなもので、用途が違つて、また分解されて材料化するといふようなものがたくさんある。またあきびんのようなものは、そのまままた新品としても取扱われるというものもあります。これを政府委員の言葉では、廃品として簡単に片づけておりますが、こういうものは廃品というものではありません。廃品という簡單な言葉で片づけては、あとで取扱う警察官が、やはりこの点において相当問題化するとも思いますので、この点をはつきり区別をしていただきたい。

○問狩政府委員 古物の中にはお話をようなくす物、あるいは廃品というものはもちろん含まないことは、すでに何回もお答えしたことあります。しかしなおどうも明瞭でないという御心配がございますが、現行法においても古物ということで、そういうものを含ましましておりませんし、なおかつもう一つは古物商の営業は、それく取扱う古物の種類を定めて許可することに

なるので、その種類を定める場合に、必ず物なり廢品というものが含まれないよう、總理廳令において古物の種類を明断し定めるようにいたしたいと思ひます。

○久保田委員 いろ／＼同僚からも御質問がありましたので、私二、三大きく簡単にお尋ねいたしたいと思います。大体法の目的たる業者ができるだけはじめ業者たらしめまして、そこでいろいろ出て参ります古物に関する犯罪を撲滅することは、もぐり業者をどうするかということが非常に問題と思うのであります。そういう点から私はこの手数料等に対しては、まじめに手数料等の問題も一應考えてみなければならぬと思うのであります。まして、こういうものはとらなくてよいのではないか。この意味においてこの手数料等をなくしてしまう。こう考えておるのであります。この点どうお考えか。

それから古物営業取締法といてしまして、駕頭第一條でありますか、「この

法律において「古物」とは、「一度使用さ

れた物品若しくは使用されない物品で

使用のために取引されたもの云々」と

書いてあるのであります。よく私は聞かされるのですが、古物と申せばよくわかるのであります。ところが

統制品であつて、むろん統制品であ

るから配給を受けるのであります。

そういうものが委託販賣として業者が

頼まれる。その頼まれたものを警察の

方からこれは古いものではないとい

うことで、よく警察にひっぱられて、助

けてください、こゝへござります」というようなことを申されまして、業者の方々が署長や経済主任の前に立つきつておることをいつも見受けるのであります。この配給品等に対して古物と古物でないと限界をどこに置いて行くか。今後こうしたことによつて困られるような人たちも、どの規定によればよいのか、また取締りの面に対しましても非常に警察は困るのでないか、これはどうお考えでありますか。

○間狩政府委員 手数料徴収の規定

は、もぐりの業者を撲滅するという觀

点から申しまして、ない方がよいとい

う御意見であります。なるほど手数料

を徴収いたしますれば、それだけ負担

になるわけであります。しかし現在

の経済事情から申しまして、一千円以

下、場合によりますれば二百円、三百

円という程度の手数料でござりますの

で、その手数料を納めないために許可

を受けぬでやるという人も、万々ない

と思います。むしろ手数料を納めて安

心してやつた方が、業者としてはいい

と思しますので、そうその点に対する

弊害を生ずるということはないと考え

ております。なおしかし、根本的に手

数料とする方がいいかどうかといふ問

題は、いろ／＼意見もあるのでござい

ますが、最近の立法におきましては、

許可するものに対しましては、その許

可のため、あるいはその後における

手数料をとる場合に、それが新品であ

れば、配給規則の方におきましては、そ

れが新品であればやはり新品として

おりますので古物でいいわけであります

○久保田委員 第一條の規定に対す

る本法案におきましては、それによつて

お伺いいたしまして、よくわかりまし

ます。これではつきりしたと思うので

あります。今までには使用者が衣料品等

を古物と申します。

○間狩政府委員 第一点の方の関係で

あります衣料品が、使用者から譲り受け

ました場合には、これは古物であります

。販賣業者なりメーカーから仕入れ

ました場合には、それは新品になる。

お伺いいたしまして、よくわかりまし

ます。これが新品であればやはり新品として

おりますので古物でいいわけであります

○間狩政府委員 衣料品配給規則にお

いては、本法案におきましては、古物であ

りますので古物でいいわけであります

。されど、適当な手数料をとるとい

う例になつておりますので、それにな

らつたわけであります。なお自治体警

察の区域におきましては、これは地方

業者の方々に委託いたしまして頼む。

そのときに警察から來られて、さら

に張らなければなりませんし、さもな

ものがあるからと、それで引張つて行

かれたやしかだいまの御答弁によ

ります。この配給品等に対して古物

と古物でないと限界をどこに置いて

行くか。今後こうしたことによつて困

られるような人たちも、どの規定によ

ればよいのか、また取締りの面に対し

ましても非常に警察は困るのでない

か、これはどうお考えでありますか。

○久保田委員 はつきりして置きたいと思

います。

○間狩政府委員 手数料徴収の規定

は、もぐりの業者を撲滅するという觀

点から申しまして、ない方がよいとい

う御意見であります。なるほど手数料

を徴収いたしますれば、それだけ負担

になるわけであります。しかし現在

の経済事情から申しまして、千円以

下、場合によりますれば二百円、三百

円といふ程度の手数料でござりますの

で、その手数料を納めないために許可

を受けぬでやるという人も、万々ない

と思います。むしろ手数料を納めて安

心してやつた方が、業者としてはいい

と思しますので、そうその点に対する

弊害を生ずるということはないと考え

ております。なおしかし、根本的に手

数料とする方がいいかどうかといふ問

題は、いろ／＼意見もあるのでござい

ますが、最近の立法におきましては、

許可するものに対しましては、その許

可のため、あるいはその後における

手数料をとる場合に、それが新品であ

れば、配給規則の方におきましては、そ

れが新品であればやはり新品として

おりますので古物でいいわけであります

。されど、適当な手数料をとるとい

う例になつておりますので、それにな

らつたわけであります。なお自治体警

察の区域におきましては、これは地方

おきますから、査定した額で査定証紙

を張らなければなりませんし、さもな

ものがあるからと、それで引張つて行

かれたやしかだいまの御答弁によ

ります。この配給品等に対して古物

と古物でないと限界をどこに置いて

行くか。今後こうしたことによつて困

られるような人たちも、どの規定によ

ればよいのか、また取締りの面に対し

ましても非常に警察は困るのでない

か、これはどうお考えでありますか。

○久保田委員 はつきりして置きたいと思

います。

○間狩政府委員 手数料徴収の規定

は、もぐりの業者を撲滅するという觀

点から申しまして、ない方がよいとい

う御意見であります。なるほど手数料

を徴収いたしますれば、それだけ負担

になるわけであります。しかし現在

の経済事情から申しまして、千円以

下、場合によりますれば二百円、三百

円といふ程度の手数料でござりますの

で、その手数料を納めないために許可

を受けぬでやるという人も、万々ない

と思います。むしろ手数料を納めて安

心してやつた方が、業者としてはいい

と思しますので、そうその点に対する

弊害を生ずるということはないと考え

ております。なおしかし、根本的に手

数料とする方がいいかどうかといふ問

題は、いろ／＼意見もあるのでござい

ますが、最近の立法におきましては、

許可するものに対しましては、その許

可のため、あるいはその後における

手数料をとる場合に、それが新品であ

れば、配給規則の方におきましては、そ

れが新品であればやはり新品として

おりますので古物でいいわけであります

。されど、適当な手数料をとるとい

う例になつておりますので、それにな

らつたわけであります。なお自治体警

察の区域におきましては、これは地方

おきますから、査定した額で査定証紙

を張らなければなりませんし、さもな

ものがあるからと、それで引張つて行

かれたやしかだいまの御答弁によ

ります。この配給品等に対して古物

と古物でないと限界をどこに置いて

行くか。今後こうしたことによつて困

られるような人たちも、どの規定によ

ればよいのか、また取締りの面に対し

ましても非常に警察は困るのでない

か、これはどうお考えでありますか。

○久保田委員 はつきりして置きたいと思

います。

○間狩政府委員 手数料徴収の規定

は、もぐりの業者を撲滅するという觀

点から申しまして、ない方がよいとい

う御意見であります。なるほど手数料

を徴収いたしますれば、それだけ負担

になるわけであります。しかし現在

の経済事情から申しまして、千円以

下、場合によりますれば二百円、三百

円といふ程度の手数料でござりますの

で、その手数料を納めないために許可

を受けぬでやるという人も、万々ない

と思います。むしろ手数料を納めて安

心してやつた方が、業者としてはいい

と思しますので、そうその点に対する

弊害を生ずるということはないと考え

ております。なおしかし、根本的に手

数料とする方がいいかどうかといふ問

題は、いろ／＼意見もあるのでござい

ますが、最近の立法におきましては、

許可するものに対しましては、その許

可のため、あるいはその後における

手数料をとる場合に、それが新品であ

れば、配給規則の方におきましては、そ

れが新品であればやはり新品として

おりますので古物でいいわけであります

。されど、適当な手数料をとるとい

う例になつておりますので、それにな

らつたわけであります。なお自治体警

察の区域におきましては、これは地方

おきますから、査定した額で査定証紙

を張らなければなりませんし、さもな

ものがあるからと、それで引張つて行

かれたやしかだいまの御答弁によ

ります。この配給品等に対して古物

と古物でないと限界をどこに置いて

行くか。今後こうしたことによつて困

られるような人たちも、どの規定によ

ればよいのか、また取締りの面に対し

ましても非常に警察は困るのでない

か、これはどうお考えでありますか。

○久保田委員 はつきりして置きたいと思

います。

○間狩政府委員 手数料徴収の規定

は、もぐりの業者を撲滅するという觀

点から申しまして、ない方がよいとい

う御意見であります。なるほど手数料

を徴収いたしますれば、それだけ負担

になるわけであります。しかし現在

の経済事情から申しまして、千円以

下、場合によりますれば二百円、三百

円といふ程度の手数料でござりますの

で、その手数料を納めないために許可

を受けぬでやるという人も、万々ない

と思います。むしろ手数料を納めて安

心してやつた方が、業者としてはいい

と思しますので、そうその点に対する

弊害を生ずるということはないと考え

ております。なおしかし、根本的に手

数料とする方がいいかどうかといふ問

題は、いろ／＼意見もあるのでござい

ますが、最近の立法におきましては、

許可するものに対しましては、その許

可のため、あるいはその後における

手数料をとる場合に、それが新品であ

れば、配給規則の方におきましては、そ

れが新品であればやはり新品として

おりますので古物でいいわけであります

。されど、適当な手数料をとるとい

う例になつておりますので、それにな

らつたわけであります。なお自治体警

察の区域におきましては、これは地方

おきますから、査定した額で査定証紙

を張らなければなりませんし、さもな

ものがあるからと、それで引張つて行

かれたやしかだいまの御答弁によ

ります。この配給品等に対して古物

と古物でないと限界をどこに置いて

行くか。今後こうしたことによつて困

られるような人たちも、どの規定によ

ればよいのか、また取締りの面に対し

ましても非常に警察は困るのでない

か、これはどうお考えでありますか。</

受けとめられることになります。

但し業者が勝手に販賣するのではなしに、つまり委託して、消費者自身が賣るかわりに、ちよつとあつせんをしてもらうという問題であります。これ

○久保田委員 それは先に使用者の場合、使用者が古物業者にそれを委託した場合には、それはかまいませんと答弁された。それは間違いであつたかどうかということを私はお尋ねして居る。それが間違いなら、間違いたといふことを答弁してもらえば、次に話を進

進めるのですが、それはどうなんですか。

しつかえないのです。ところが古物商がそれを賣る際には、衣料品配給規則の適用を受けるわけです。

せられた者は、三年以内にはできま
い。こういう規定になつております
が、新しい憲法によつて御存じの通
り、営業の自由は許されておりま
し、われわれは犯罪との関連がござ
ますので、必ずしもそう言い得るかど
うかということは考へられないのです
ります。でき得るならば、これは許可
制でなくして、届出制の営業にした
といふように、根本的には考へてお
ります。しかるにこの法律の第四條を基

間は営業ができないというようなことになつて、きわめて國民の自由な職業の選択をはばんでおります。もとより犯罪關係を非常に持つております業者

でありますために、あるいはそれらに最も密接な罪を犯し、また罪を犯すようなくせのある者に対しても、多少の制限もまたやむを得ないかと思います。しかし全然関係のない犯罪、禁錮以上の刑ということになりますと、かなり多くの犯罪がこれに含まれて参りま

ますが、その点はどうしてもこういうふうにしなければならないという、はつきりした根拠をひとつ示してもらいたいと思います。それからただいま久保田君から質問い合わせましたが、この

点はきわめて重要であります。私もふに落ちないのであります。が、買うことができる、それを賣ることができないという規則が、一体どこにあるかといふことであります。買うことができない、賣ることができない、というのなら、最初から買うことのできないような法律をこしらえておいた方が、犯罪を起さないと思つております。一体どういふ

わけで当局はそういう御答弁をなさるのか、この点ははつきりしていただきたい。この第一條がらしいますと、当然自分のところで使用する目的のために物品を買つた。しかしそれを使用しなかつたという場合には、これを販賣してもいいことになつておる。ところが業者の方では、賣れば、それは統制料金にひつかかるということになる。しかかもだいまの御答弁では、衣料切符云々といふような話がありましたが、

○間持政府委員 まず第一番の問題で
配給切符はそうないはずです。求めようとしても求める権利はおそらくないと思う。そういう矛盾した御答弁では、われくは納得が行かないのですが、その点を明確にでもらいたい。

ございますが、対人的信用を重んじます古物営業におきまして、許可の際に一定の欠格条件を設けなければならぬい。欠格条件をここで設けるとしたします場合、禁錮以上の刑に処せられたものということになりますれば、これは禁錮以上の刑にあたる罪を犯したと

いう場合と、よほど違うのでございまして、現に体刑を科せられたと、いうことでありますれば相当重い犯罪でござりますので、さような場合におきましては、その刑が終りましてから、さら

に三年経過しなければならない、というようなことにしたのであります。が、こうの点につきましては、他の法律におきまして、かような欠格条件には、同じような規定もございますので、ほかの法令等も研究いたしました上で、つくつたのでございます。

それから第二点の問題でございますが、これは実は私自身も、少しづつつくつたのでございます。

に合わないような点もございまして、苦慮いたしておる問題でございます。これは、古物営業取締法とは全然関係のない、配給規則の問題であります。この配給規則の関係におきまして、たとえば古物商が持つておる新品は、規則の適用を受けるか、受けぬかという問題が、以前からあるのでございまします。最近いろいろ研究いたしました結果、さきに申し上げましたようなお簽えをいたしたのであります。その規則

におきましては、消費者が、自分が配給を受けたものを他人に譲る。また消費者が買うというような場合は、その規定がないでございます。従つて古物商が賣つておるものを見るのは自由である。ところが、これは登録小賣店舗でなければ、新品は扱えないといふ

建前になつて参りますので、新品といふことになれば、衣料品配給規則の適用を受ける。その場合に消費者の所持するものは除くということになつておなりまして、従つて消費者以外の業者の持つておりますものは、配給規則の適用を受ける、こういう建前になつてお

りますので、小業者が消費者から結局新品を貪う場合は自由であるけれども、販賣場合には、やはり衣料切符と引きかえでなければ、販賣してはならぬといふことになつておるのであります。

す。少しづつ上おかしいような点もあるのでありますか、検察廳の方面ともいろいろ研究いたしました結果、そういうことになつておりますので、その点御了承いただきたいと存じます。

○門司委員 もしそうだとすれば、これはただ、このままこの法律を行いますると、そういう危険性があつて、業者に非常に迷惑をかけることが多いと思

いいます。それが新品であるかないかといふことの見境は、きわめて困難だと思ひます。たとえば物を持つて参りますとして、ごくわずかの日にちしかたつていないものは、あるいは新品と見なされるかもしれない。しかし一年ないし二年たつているような場合には、これは一度も使用しないといつても、新品とは言えないと思う。その限界はきわめて困難だと思ひます。ところがこれを買入れる場合には、賣り主の住所、氏名

その他が明確になつていなければ、地方の古物業者は買うわけに行かないという規定があります。従つてなにもこれが統制違反になるといふようなことは、私には考へられないが、もし今のあなたのお話のようなことになつて参りますと、いたずらに犯罪人をこしら

る規定を設けるようなものであつて、従つてこの第一條に何らかの但書を加えて、業者の迷惑にならないようになりますが、当局はどういうように考えておりますか。

ただこの法律は、他の政府委員から御説明いたしましたように、古物営業法において、古物とはどういうものであるかということを規定し、その営業者

できない、こういう結果になるわけであります。ただ、ただいまのお尋ねの衣料品でありますとか、そういうたものが一應消費者に渡りまして、消費者がまだ一度も使わないが、これを古物商あるいはその他のものが賣つた場合に、配給統制規則を適用するのが妥当かどうかという問題は、別個にあると私は思います。ただいまの点もまことにごもつともだと存しますから、これは配給規則の方でさらに考慮をしてく

するわけであります。この点私らも御同感と同時に、政府の御所見を伺いたいと思う次第であります。

課税をしていない團体もあつたわけではありません。従いましてこういう團体に対しましてはここに明文をもつて書きますと、何か新しく税を課けるということがこの際起つたというような感じを與えまして、そういうような意見が出たことになるとわたくしは考えておるのであります。繰返して申し上げますが、こういう場所には、むしろわれわれとともに減税する意味におきまして、つまり映画・演劇と一緒に取り扱わないという趣旨におきまして特に書き上げた、これがわれくへ條文を改めました趣旨でございます。

○野村委員　ただいまの御説明によ
ましても、形式的にこれらに類

と思ひます。特に今政府が行政機構を簡素化するとか、あるいは行政整理をするとか、こういうような点からにらみ合せて、さつき申し上げたように、從来でも地方公共團体では二入園料によつてそのまま地方公共團体の財源になつておるのでですから、ことさらにはなつてゐるまい。

これを取上げてこれから議論するにいたります。このことは、いかにも私は法の形式にとらわれるものとして、まったく当たらない、こういうのであります。従来でもその通りでありますし、しかも列挙した他の観覧公共物とは全然内容を異にいたしますのであります。この点は、それ皆さんからもお話をあろうと思ひますが、政府側においても十分御考慮してあらんことを希望してやまない次第であります。

間の大坂のテモ事件のときに、鈴木監察局長がポンプで労働者に水をかけた

のであります。この辺は消防組織法違反じゃないかといつて質し

の解釈につきまして御意見がありましたようでありまするが、現在の條文、おきましては、先ほど申しますよう、解釈が行われております。現に動物等に対しましても課税している團体

は営利の目的でなく經營しておきものにし
て、それが何をもつておきるものにし
が幾つあるか、當利を目的とするもの
が幾つあるか。それの数をお示し願い
たい。先ほど政府委員の御答弁では、
現在の規定から言えれば百分の百五十か
れておるが、これが今度の改正によつて
て減税になるんだというお話であります
す。現にかけておるところもあるとし

うお話をあります、これらのものうち、税金をかけておるのは何箇所あるのか。その数をまずお伺いいたしました

○萩田政府委員 いたしまおつしやい
ましたような統計資料は持ち合してお
りませんが、たとえば農業会場につき
まざまのなまづの仕事についてい
いと思ひます。

七
ましては、東京都の美術館で行われます文部省主催の展覧会、これなどに對

しましても一五〇%の誤差が付かれておりまして、これは減税しろというような御意見が各方面にあつたようになります。まことに勧め難事でもあります。

方まほ次第であります。また重税園等でも貢本縣あたりにおきましては課稅してござりました実例があります。

○龍野委員　この問題は公共團体もしくは營利を目的としないものの經營するものであつてみますれば、これは(略)

す
お
全に教育施設であると解釈しなければ
ならぬと思います。その意味において
先ほど野村委員から申し上げました通

り、こういものに対し、はたして
これが課税対象物件になるという問題
は、税という性質から考えておかし

ものではないか。先ほども原委員長から御説明がありました通り、教科書上にこのように今後の教育、音配教育

び
美 七
たやがものだ。今日の教育が暗黙教育から觀察教育に移つておるという意味におきまして、教科書以外の教育費

いうものは、ことごとく教育の責任である。そういう見地から申しますと

ば、税金の対象になつてゐることとが、そもくおかしい話であります。前も述べたとおり、この法律が少し苗条であるから、今度は減税の意味でここに明らかに表示した。というような御説明では、教育との関係において非常に不徹底と思うのであります。この意味におきましては、政府御当局として、いわゆる國政、國全部の政策という意味におきましては、税金をとることも政治でありました。が、教育することも政治であるといふ見地から、こういうものを税金の対象にすることが妥当であるかどうかということについての御見解をお伺いいたしたいと存ずるのであります。

○萩田政府委員　これは見る人の方にかけるのでありますて、たとえば國税時代から問題のありました、学生のスポーツに対する入場税をかけることはいけないじゃないか、というような議論もあつたのであります。今までこれだけは低い、つまり百分の六十という率で、課税しておつたのであります。必ずしも課税して不適当ではないと思つております。ここにわざく前に書いてなかつた例示をあげました点は、先ほどから申し上げております通り、原文ではその他これに類するものといふので非常に廣くなりまして、従つて初めはかけていなかつたところにも、だん／＼財政事情が苦しくなつて來ますれば、こういう場所にもかけるといふ傾向が現われて來ます。その場合に、原文のままでと一五〇%の高い税率をもつて課税しなければならぬ。それでわざく抜き出しましてここに具体的に示したのであります。具体的に例示する場合にも、特に抜けましたのは、実はこれは減税する方であ

りますので、この項にやはりその他これらに類する場所というような字をかぶせまして、たとえば展覧会場だけを例示にあげておき、その他これに類する場所とする方法もあつたのであります。が、この点につきましては減税をする方であるから、限定しなければいけないという意見がありましたので、やむを得ず限定するとすれば、最小限度のところを具体的にあげる。こういう趣旨で、特に從前例示されていなかつたようなものを入れた次第であります。

うものにつきましては、どちらでとりましても同じでありますから、そういうところでは、おそらく税はとらないということになるだろうという予想のもとに書いておるような次第であります。

点でこの十四條についてもう一應あなたの方の御見解を明らかにしてもらいたいと思います。

○荻田政府委員 これは條文にあります通り、「公益上その他の事由に因り課税を不適当とするとき」とありますので、相當廣く解釈しております。従つてここに掲げておりまする、たとえば美術館とか水族館あたりでも、營利を目的とするようなものがあれば、これは課税してもさしつかえないと思います。免稅するとすれば、公益的な、文化的な、かつ料金も安いというような形のと並ぶるところ見定を置けば、

で、むしろ外國へ来て來て、日本のうような状態にしてほしいと、演劇関係者、

國の映画かどん（入門）の映画は圧迫されるといつになつておる。そういう劇に対する入場料も撤廃いう要求が、映画関係者、これは資本家も労働者も叫んでおる。私どもの考この中にあるたとえば競馬場とところには、もつとこれかけてもらつてもいいとかわり子供たちに見てつぱになつてもらう博物よ美術館あるいは國民

Digitized by srujanika@gmail.com

経営は多くは公共團体もしくはそれに類似するものが經營しているのではなれないがと想像せられるのであります。従いましてその公共團体の財政的理由によるのならば、その見地から考えればいい問題であつて、それに入場する者から税金を取上げるというような方法で行がなくとも、先ほど野村君からの御質問におきましても、入園料の料金の問題として考へるのが妥当ではないかというふうに論ぜられたのであります。ですが、この点について何ゆえに入園料の問題として解決しないで、税金の問題として、地方團体の財源にするとうお考へになつておるか、その点を伺いたいいたします。

うものにつきましては、どちらでとりましても同じでありますから、そういうところでは、おそらく税はとらないということになるだろうという予想のもとに書いておるような次第であります。

点でこの十四條についてもう一應あなたの方の御見解を明らかにしてもらいたいと思います。

○荻田政府委員 これは條文にあります通り、「公益上その他の事由に因り課税を不適当とするとき」とありますので、相當廣く解釈しております。従つてここに掲げておりまする、たとえば美術館とか水族館あたりでも、營利を目的とするようなものがあれば、これは課税してもさしつかえないと思います。免稅するとすれば、公益的な、文化的な、かつ料金も安いというような形のと並ぶるところ見定を置けば、

で、むしろ外國へ来て來て、日本のうような状態にしてほしいと、演劇関係者、

國の映画がどんどん入る
の映画は圧迫されるとい
になつておる。そういう
劇に対する入場税も撤廃
いう要求が、映画関係者、
これは資本家も労働者も
呼んでおる。私どもの考
この中にあるたとえば
躍場あるいは競馬場と
ここには、もつとこれ
かけてもらつてもいいと
のかわり子供たちに見て
づぱになつてもらう博物
は美術館、あるいは國民

点でこの十四條についてもう一應あなたの方の御見解を明らかにしてもらいたいと思います。

て、むしろ外國の映画がどんどん入って来て、日本の映画は圧迫されるというような状態になつておる。そういう点で映画、演劇に対する入場税も撤廃してほしいという要求が、映画関係者、演劇関係者、これは資本家も労働者も一緒になつて叫んでおる。私どもの考え方によれば、この中にあるたとえばゴルフ場、舞踊場、あるいは競馬場とか、こういうところには、もつとこれの十倍くらいかけてもらつてもいいと思ひます。そのかわり子供たちに見てもらつて、りっぱになつてもらう博物館や、あるいは美術館、あるいは國民

○立花委員 技術的な御答弁が多いと
思うのですが、荻田さんは教育施設に
も税金をかけていいと考えておるのか
どうかという問題を、根本的にお尋ね
いたしたいと思います。

○荻田政府委員 これは教育施設その
ものに課税しておるのではございません。
○谷口委員 先ほどから聞いておる
と、どうも納得が行かないのですが、
この博物館とか美術館、展覧会場とい
うような所は「子供の教育のためにな
だでも見てもらいたい。それに税金を
かけるのはいかぬ」というのは、こうい
うところから來ておる。これは單なる
技術上の問題ではないと思います。私
どもの考え方では、演劇、映画でも、非
常に藝術的に高いものは、入場税など
とらないで、多くの國民を見てもら
たい。今演劇や映画などに非常に高
い入場税がかかっておりますので、日本
でできておる映画は生産費が高くつ
て、興行界ではもうけが少いというの

で、むしろ外國の映画がどんどん入って来て、日本の映画は圧迫されるというような状態になつておる。そういう点で映画、演劇に対する入場税も撤廃してほしいという要求が、映画関係者、演劇関係者、これは資本家も労働者も

に非常に藝術的な喜びを與える映画や演劇に対しては、むしろ税金をかけない方がいいという考え方を持つておる。そういう考え方を政府は持つておるかどうか、ただ税金さえとればいいという考え方であつては困るので、この点を開いておるのであります。

○萩田政府委員 先ほどから皆さんの述べになつておる氣持と、政府としてはまったく同じであります。元の條文ですと、先ほどから申しておりますように、高い税金をかけてもいいことになつておりますので、これを防ぎたいために、もしかけるとすれば安い税金をかける、しかもそのかける税金も、公益上かけない方が適當と認めるものはかけない事ができる。こういう道がありますので、むしろわれくとしては改善の意味でこういう改正案を出した次第であります。

○川西委員 先ほどから御説明によりまして、前の法律の競馬場、展覧会、の中に現在の博物館、美術館、植物園、動物園、水族館が含まれておつ

19. *Leucosia* *leucostoma* *leucostoma*

て、百分の百五十でありましたものが、今度は百分の六十という一減税されるとおつしやつておるのであります。その他これらに類するものの中に入つておつて、減税になる場合もあるでありますようけれども、これがもしあつてなくて、今度新しくこういうことを書くと、実際問題として、今まで課税してなかつたものをどうしても課税することになりますから、減税の場合もあるが、新しく新税を創設するというような場合も両方であろう、減税一点張りではないと思うけれども、その点どういうふうにお考えになりますか。それから第一項の第二種によつて徴収せられるところの入場税の見込額は、大体どのくらいでありますか、それをお尋ねいたします。

税されないことになるのであります
が、政府としても、今申しております
ような、皆様方のお気持と同じなので
ありますから、通牒による指導をもち
まして、そういうものに対しても課税
しないように、免稅規定を置くようにな
といふ指令は、出したいたと考へております。

來たことそのことが、いわゆる法の眞精神というものから見てどうかと思ふのですが、こういうようなものが形式的に、いわゆる事務的に法案に現わされた、こう思うので、われくは與えられた権能において、これは決定すべきである。かように考えておりまします。現在のような状況でありますれば、文化の否定である。すでにこれら諸施設は教育の一環、教室そのものであります。このことは最近起つた子供都議会などの例を見ましても、上野動物園の象を名古屋からせひひとつ欲しいというような事実に微しまして、とにかく今の非常に貧困な教材の不足している折から、さらに飛躍した文化國家を建設する上から言つて、これらはすべて通ずるのであります。こういう点から、これに対してわれわれは委員各位と、権能をもつて決定すればいい。今までの答弁によつても政府側の御趣旨も大体わかつたのです。それからこの際に入場税のお話が出てるものですから、政府側の御意見を伺いたい。それは今谷口さんからもちょっと触れたのですが、映画・演劇に関する入場税、このことは最近の問題ではなく、從来からあらゆる国民の各層から、特に文化を愛好するあらゆる面において問題になり、敗戦後今日に至るまで、國の再建が困難な事情から、あえて二五〇%の入場税をとつて來た。この点についても非常にむりがあります。しかも五〇%という重税は、料飲食以外にはないのです。このことはあらゆる資本によって、外國においてもこういふ

酷のことはない。まったく文化の否定でござります。こういう点においてよろしく現在の財政状況とも勘案して行きねばなりませんから、一〇〇%程度、才なわち貴金属等のせいたく品でさえ一〇〇%しか課税をしていない、こういふ状態から見て、これを越えることは、常識上から許さない。こういう点から映画製作、あるいは文藝の方面において、非常にむりな面ができるおる。しかも新聞、雑誌、放送、これらにつきましては無税でございます。性格においては全然かわらない。しかも半面國の財政、地方の財政等を考慮して行かなければなりませんけれども、これは現在の入場料金、これらをやりをはずしますれば、私は稅收減にならなくて、むしろ今の最低の三十円の映画館、これらがもつと下まることとなると思う。また高級な映画演劇については、むしろ若干上のかもしれないが、これらの人んぱいによつて、五〇%を下りましても稅收減にならず、そうして良心的な文化が生れるだろ、と私は信じて疑はないのでありますて、こういう点に対して、これはもひとつ〇%の入場稅をとるなどといふことは、國民感情から、とうていて了解できぬのでして、こういう点から政府はいかなるお考えを持つておりますか。この点についてお伺いをいたしまし、と思います。

によつて稅收その他にかわりがない、
いうことは、自分の経験から通じて考
えられるのでござりますが、しかゞへ
これで動かすといつになりますと、地
方稅の全般に対し大きい動搖を來まし
なればならない、かよなことに考
りますので、さようなことで先般も財政
委員会でいろいろ相談をいたしまし
が、今このたゞ一つの稅目をとつては
稅をするということは、非常にあらゆ
るもの均衡を失することになるから、
今度はしばらく見合そじやないか、
ことにシヤウブ博士が来て、いろいろ
と日本の稅制に対し、一大改革を
みられるというときであるから、そ
時期を待つてやることにする方が妥
じやないか、こういうことに結論づけ
れたのであります。さようなことで多
い増稅を見込んだのはござりまするが
今日の現狀から見まして、こういいう
きいものに対して手を染めるのは、
ばらく待とう、こういう結論に到達
たことを御了承願いたいと思ひます。
○河原委員　ただいまの御答弁によ
ますと、この際一つのものを減稅し
はいけない、こういう御答弁でござ
ますが、さいぜんからの政府委員
御答弁によりますれば、動物園、博
館等の問題について、一五〇%の
のを六〇%に減稅するのである。こ
う御答弁でありますと、その間非
な食い違いがあると考えるのでござ
ます。それらの点について重ねて御
弁を願いたいと思います。

かの二税で、答い常うも物のいてり。しし大、少ら當の試へ、減た城なさ地今考へ

るる政府委員が答弁いたしました通り、條文の整理をいたしたにすぎない、私はかように存するのであります。入場税のごときに至りましては、非常な大きい影響を來しますので、これはもう少し控えた方がいい、こういうのが根本の考え方でございまして、ただ單に私の申し上げた言葉だけを押えて仰せられれば、そういう御意見も成立つかもしれませんが、しかしそういうのではありませんので、どうぞこの辺をよろしく解説願いたいと存じます。

○河原委員　ただいまの御説明によりますると、博物館等の稅收というものは微々たるものである、こういう御説明であります。それらのことはあまり影響がないということであります。が、今日日本は平和國家、文化國家として世界に立とうとする際でありますから、よろしくこれらの法案を全廃するというところへ持つて行かれるのが正当であります。この辺に対する政府の御見解を承りたいと存じます。

○堀政府委員　それも先ほど來政府委員が申し上げます通り、第十四條の規定の運営によつて十分にできるのである。現はそれをよつておるとおもふのであります。先ほど政府委員が申しました通り、とつておるところも実例もございまするから、むしろこれはつておる展覧会などにおいても、すでに一五〇%の稅をとつてゐるという実例もござりまするから、むしろこれはこういうふうにして整理する方が妥當ではないか、私どもはかように考えるのであります。

○野村委員　先ほどのお話でしたが、この映画演劇は申すまでもなく、特に

こういつたような健全娛樂は生活の一部と言つていいと思います。特に本邦においては、家屋、地租あるいは住民税、これらの改正もございます。これらとにらみ合せて行かなればなりませんが、とにかく實際にして生活の一部になつておると思ひます。しかも從來國稅でありましたものを地方に委譲して、地方公共團體については有力なる財源の対象であるから、こういう点について政府側は慎重にくことは、これはごもつともあります。しかしこの点に対しても入場税、金、これらを、わくをはずして考えますならば、十分私は收入減にらぬ見通しを立て得る。こう思うのです。こういう点から生き／＼とした芸、健全娛樂を把握しながら、地方財政にも影響を來さずに行く見通じ、いうようなことについて、もう会期わずかですから、時間的にむり、がもれませんけれども、こういう方面的聽会等を開いてよろしく行くこともあります。一つの方法だとこう考えておりますともあれ、今日この問題はすでに常になつております。この点政府側にしても、さうは再考されんことを希望いたしまして質疑を終ります。

ではないかと思ひます。警察費はもちらん今でも足りなくて、警察返上論さえ起つておるところがあるのです。これに対してもむしろその不足分は國家が全部負担すべきである。あるいは配付税のああいうふうな減額はやらずに、警察費が十分まかなえるだけの費用は國家から出してやるべきである。それを地方財政委員会は、あの場合は何らの努力もせずにおいて、しかもこういうふうな形で入場税をふやして來ようということは、これはいわば地方における警察アッシュシヨン化の手足になるものだというふうにしか考えられないと思う。しかも政府委員のお考え方には最初のこの法案のお考え方の中にも、非常に末梢的な、事務的なお考えがありますし、さいせん私に対する御答弁の中にも、博物館あるいは美術館の教育施設に税をかける考えがあるかどうかと言つた場合に、施設にかけるのではなくとおつしやいましたが、こういうものを見ずにおいて、入場税をとることとは、結局そういうものにかかることがあります。そこでお考へを捨てないで、訓練的なお考へをお考へなつて、もつと大きな立場から、国民全体の教育という立場からお考へになりますが、結局入場税の増加になり、それが、結局入場税の増加になり、それが、全体として警察増強の方に使われて行くことを考へた場合は、絶対にないかどうか。これをひとつ御質問したいと思います。

ういうことは政府といだしましてちつとも考えておりません。全体的に國庫、地方を通ずる財政の問題として入場税というものが考えられる。そうしてそれを國税よりも地方税に移した方が適当である、こう考えましたので、昨年地方税に 國税とつておりましたままを移したのであります。ただその結果が自治体警察は御承知のように都市方面にありますので、この入場税もまた都市方面におきましてよけい上りますので、ちょうど見合つたような考へ財源になるということは考えられます。が、何も自治体警察を維持するために入場税を高くどるというような考へは、全然持つております。警察といふ行政が必要であります限り、その経費は税でまかねなければならぬのでありますから、これを入場税でとつたら警察がファッショ化する。ほかの税でとるならそうじやない、こういう議論は成り立たないのではないかと思ひます。ただ自治体警察のあります市町村の財政が困つておりますこと、これは地方財政全体が困つておりますせいでもあります。特にそのような方方におきました、困窮の状態がひどい問題、もう少し小さく言えば警察費に対する改革の問題、先ほどおつしやいました國庫補助金を出すとかなんとかいう問題、こういう問題をあわせましてよく考えたいと考えております。

行かないであります。それで本改正法案を提出せられました政府のほんとうの御意思を、一應この際伺つておきたいと思ふのであります。それは本改正法案は條文の整備というような言葉も使われておりますが、決して私は税制に関する條例の、あるいは條文の整理だけではないと考へております。これは地方税に対する根本的な物の考え方から來た、一つの大きな改革法案であると、いうことが考えられるのであります。

第一の問題といたしましては、この中で例の住民税の値上げ、地租並びに家屋税の値上げ等を見込まれた理由がどこにあるかという点であります。その点をこの際明確にしておいていただきたいと思うのであります。それからそこには確かに國税犯則その他をこれに適用するといふその理論的の根拠をなおはつきりしていただきたいと思う。私がこういうことを質問いたしますものは、さきに配付税が非常に大幅に削減されてしまして、地方財政は非常に困つております。であります。それがこの法案によつてそれの穴埋めをするという御意思であるか、あるいは相対的能力があるから、これだけとするというのであるか、その点を明確に御説明を願つて置きたいと思います。

○荻田 政府委員 御質問の第一点は、地租、家屋税、住民税を引上げましたことは、配付税が減額になつた穴埋めとかという御質問であります。政府としてはそのようには考えておりません。配付税も予定通り支出し、しかし地方財源が不足いたしますので、このような税にして置きました、增收を兼ねて行きたい、こういう考え方でおつ

たのであります。先般來ほかの法案の審議におきまして議論がありまして、は經濟九原則実施の一つの項目といた御説明をしましたような次第で、配付税は減額されたわけでございます。第二の徵稅確保の点でありますと、これは經濟九原則実施の一つの項目といしまして、徵稅を強化するということになりましたがうたわれておりますので、これに即応していろいろ徵稅確保に関する法文の整備を行つた次第であります。

○荻田政府委員　この配付税を法定通り出すという問題と増税とは、並行して考えておつたということは、この委員会が本國会始まりまして以來の経過的事実をもつて申し上げておりますので、政府の今までとつておりました経過につきましては御疑惑がないと思うのであります。ただ配付税が減額されたといふこの問題は、やはり經濟九原則の実施のため、國、地方を通じて歳出の抑圧をしなければならなかつた。その結果地方におきましても配付税減額に相当する歳出の抑圧をしなければならない、こういうような事情があつた次第であります。

こにあるかということを、ますむ伺いいたしたいと存ずるのであります。と申しますのは、今日この法典によるがごとくいろいろな点において改正を加えましても、あるいはシャウブ博士が來朝せられて、どういうふうに変更するか、あまりそういうふうになると前に賦課した税金をさらに拂いもどし、あるいは追加するというような非常な混乱が生ずるのではないか、しかもシャウブ博士がすでに來ておられるのであります。おそらくいくら遅くとも、今秋までには何とか國税、地方税全般に対する改正ができる上であろう。といふことは予想せらるるのであります。今日こういうような重要問題について改正する法案を、急速に審議しなければならぬという点について、ますますどういうふうにお考えになりますか、その点をお伺いしたいと存ずるのであります。

であります。ただ住民税、地租、家屋税、鉄区税、狩猟税、この五つが増税になつておりますが、これらの税の標準賦課率は、すべて定額をもつてきまつておるのでありますし、ただ地租、家屋税につきましては率できまつておられますけれども、課税標準が古い貨物價格でありますし、これは固定しておりますので、このようないかで、かえりまする賦課率を前年と同様にしておくということは、その間におきまする物価水準の率の上りましただけが、かえつて減税になるというようなことになりますので、もちろん財政がやつて行ければそれでさしつかえないのですますが、どうしてもある程度の增收を見込まなければならぬといたしまするならば、そのような税におきまして賦課率を引上げるというのが、実質的な増税にならないですむのじやないか、こういうふうな意味におきまして、いわゆる本質的な増税、減税等は後のことにしてしまして、さしあたりかのような意味におきまして、このような新税目を選びまして賦課率の改正を行つたような次第であります。

從來地方税の方は、むしろ独立財源が少いような関係でありましたので、このような強い規定がなかつたのであります。最近におきましては、相当地方税独自で徴収いたしまする税金が殖えました。やはりこれは國税並みに权限を引上げたい、こういう趣旨によりまして、今回改正案を作成したような次第であります。

○龍野委員 第一点、さしあたり何とかしなければ、シャウブ博士の來朝によつて税制を改革するまで待つておれぬというような、地方財政の危機の現状であるといふ御説明はよく了承いたしましたのであり畜すが、しかししながら住民税の引上げというようなことは、相当考えなければならぬ問題ではないかといふようにも存するのであります。ことに遊興飲食税が復活いたしまして、その方面より地方財政の財源はどのくらいあるか、どういう關係にあるか、はつきりは存じませんが、もしもこれを地方税として取上げるということになりますれば、相当の稅収になるのではないかといふふうにも考へられる。これでは、私の方の意見と違つて、國稅で地方稅に關係ないといふなら別であります、しかしながら地方稅に關係ありとすれば、予定外の收入があるといふことにもなるのでないかといふように存するのであります。

第二点の徵收方法の改正に対しましては、ただいまの御説明によつて見ましても、そう一日も待たれぬ、予算のつじつまが合わぬといふことならば、問題の第一点は、なるほどとうなづけ

る問題もありますが、第二点の問題につきましては、何もそうあわてていろいろな変革を加えぬでも、減税徵收については徵稅廳というような大きな機構をもつて強化すると、いうふうになつております。おそらく地方稅等につきましても、あるいは強化を要請されることは、当然だらうと想うのであります。従つてどういうふうに強化するかということは、國稅の徵收法と相マツチして行かなければならぬじやないか、というように存するのであります。従つてそれまで待てないというような積極的理由もただいまの御説明ではないのであります。それでもなお今度の議会において、ぜひともこの徵稅方法等を強化しなければならないといふような、さらに積極的な理由がありますればお伺いいたしたい。

度に比べてどうしても相当ふえるのであります。人件費の増、あるいは制度の改正によりまする六・三制の増、自治体警察関係の増、それを見合うものとしては、どうしても税が歳出と同じくらいなければならないわけであります。それが先ほど申し上げたように、住民税、地租、家屋税等につきましては固定いたしておりますので、現在のような税額をもつていたしますれば、従前の税額からとかわらない税額くらいしか收入できない。片方は歳出がどうしても伸びてきている。どうしてもその歳出が伸びた程度に收入も見積りませんと、收支が合わないであります。それから徵收権保の規定の整備でありまするが、これは今申しましてたとえば、例といたましても、料飲店を再開いたしまして、昨年度の四倍からの税金を取るということになりますと、従来程度の徵收権では万全を期せられないと思うのであります。従いましてその一つといたしまして、國稅の通告処分と同一の規定を地方稅に持ち込んだのでありますて、少くともこの地方稅にござまして、國稅以外の新しい制度といふようなことは、さしあたりは考えていないのでありますて、國稅並の徵收権をこの際整備しようというが、さしあたり今回のねらいでありますて、御説のようく將來國稅と並行いたしまして、徵收方法につきましての改善を行いたいと考えております。

かるわけに相なりますが、この場合、自家用に消費する、あるいは贈與に使つたという数量を一體いかにして査定されるか、それが一点。それから酒類には自由販賣酒と統制酒と、値段が二通りあるはずありますが、そののいずれによつて價格を算定するか。これを伺つて置きたいと思います。

○荻田政府委員 数量の点につきましては、大体生産額の二%内外におきまして、税務署の方ではつきり査定した額がござりますので、その額によると思ひます。それから價格の問題であります。これは自由販賣のよほな高いものとおりませず、普通の安い方の價格によりたいと考えております。

○井出委員 ただいまの御答弁の中の二%という数字は、何を基礎に出しておるのでありますか。大蔵省あたりから、そういうふうな数字が出ておりましようかどうか。

○荻田政府委員 ただいま申し上げましたのは二%と記まつておるわけではないのでありますて、大蔵省の方で方針が定まつておりますて、各税務署により、個々について決定があると思います。その平均が大体二%くらいで、ただ造石數に應じて相当変化があるようあります。

○井出委員 もう一点、百二十條かと思ひまするが、林道に関する事業その他の場合、林道ができることによつてその土地が開発されるので、その恩恵に対し、受益者に課税をする、こういうふうな構想のよう考へられますか、これがはたしてその受益者負担といふものが明確に出ましようか。そのものが、これにはたしてその受益者負担といふものが明確に出ましようか。その点を伺つておきたい。

○萩田政府委員 その点はすでにあ

縣においては行つておるのであります。が、これを法文上明確にするような意味におきまして修正を加えたような次題でござりますが、これはいわゆる受益者負担金とは違いまするので、厳密に人々の受益ということを測定して考へる税ではございませんので、一般的に一應ここに林道をつけねば、その地域の者はすべて利益を受ける、ござりますれば、その地域に関して課税する、個々に、ほんとうに、それによつていくら利益が上つたかというようなことは計算いたさないで課税できることになつております。

○井出委員 今の林道であります、林道を一本設置したという場合に、その受益範囲が距離の遠近、あるいは山出しの便不便ということによつて、非常に違うと思うのですが、はたしてそういう点に対する御考慮が拂われてゐるか、それを伺つておきたいのですが、その間に介入して参ると思いますが、森林組合といふふうなものを課税対象に考えらるるかどうか、これも伺いたいと思います。

○萩田政府委員 これはことに書いてありまするよう、地租割、反別割でありまするから、一定地域に対しまして地租に比例いたしまするか、あるいは反別に比例して課税するわけでありまするが、そのかけ方によりましてあるいうふうな場合には、もちろんそれはその県におきまして条例で差等

をつけて課税しけれであります。これは税目が並ますから、所有者をいたしまして、組合を出します。
○立花委員 地
お出しになりますときしたいたいと思いま
は間違いござい
税は増徴されて
ません。
○立花委員 そ
されたからとい
なしに、そのま
えてよろしくうう
○萩田政府委員
なつております
う小さな部分は
が非常に違つて
八月からであり
一年課税されて
○立花委員 そ
昭和二十四年度
による増徴分が出
博物館の問題が
すが、これによ
てしないと考
せん。
○萩田政府委員
算に入れており
になる分があら
とを考えまして
○立花委員

方税徴税見込調査と、した数字についてお話をあります。ここの中で入租割、反別割であります。に課税されるのではありませんか。は課税できないと申します。

課税の新規は、より高い税率で課税される場合がある。

たちの方で陳情を受けております上野の動物園、博物館、科学博物館等の從來取らなかつたところは、そのまま取りないお考へだ、こういうふうに考えてよろしくござりますか。

○秋田政府委員 取らないとしてこの数字を出しておるわけではありません。小さい数字でありますので、そろへんこの数字を全部ひつくるめまして、二と、増徴分がないのですから、取らないものと考へるよりしかたがないと思ひます。またあなたの御答弁を聞きますと、増徴分がないのですから、取らぬ

○立花委員 私たちこの資料を見ますと、またあなたの御答弁を聞きますと、増徴分がないのですから、取らぬ

いものと考へるよりしかたがないと思ひます。また小さいくとおつしやいますが、動物園だけでも七千二百萬円あるといふことは、あなたみずからいせんおつしやつたし、上野の博物館だけでも年百四十四万円の入場税が予想され、動物園では約千八百万円の入場税が予想されるのです。全国では相当な額に上るだらうと思ひますが、これを増徴分としてお考へになつて、ないところを見ますと、こういふものにはおかけにならない。現在まで取らなかつたものには、十四條の公益の問題を適用いたしまして、取らないのか考へてよいのか。はつきり御答弁を願いたいと思ひます。

○秋田政府委員 従来取つておりますところは一五〇%が六〇%に落ちますから減ります。そういうものを差引きまして、一應そのための計算はいたしていません。どうする必要があります。

○立花委員 そうするどもつとはつきりと特殊的に御質問いたしたい。今まで取らなかつたところでも取る必要が

あれば取るようになります」というお考へですか。御質問したいと思います。

○秋田政府委員 今まで取つていないところであります。その種類に差があると思います。公益的なものはそのまま取らないでいいと思いますが、公益的でないもの、営業的なもの、そういうところは取つてさしつかえないと考えております。

○立花委員 具体的にお尋ね申し上げます。上野の動物園、科学博物館、國立博物館は、どういうふうにお考へでありますか。

○秋山政府委員 東京の博物館、動物園は取る取らぬは東京都にまかし下さい。と思つておりますので、具体的に今私がどうするといふことは申し上げませんが、ただ動物園のごときはどうせ都営でありますから、もし入場税を取るすれば、それだけ入場料金を下げられますから、負担は元通りで済むわけあります。

○立花委員 もちろんあなたが取るということを御決定できるわけではありませんが、どういうお考へかということを聞いておるのであります。動物園の場合は具体的なお考へがありましたが、わかりました。同様に考へてよろしくござりますか。

○秋田政府委員 具体的に取るか取らぬか、博物館をどうするかということは、今考へておりません。その取る取らぬは先ほど申しましたように、公益的なものは取らんでもよろしいし、営利的なものは取つてよろしい。そういうものをひつくるめてこのよほうな数字を出したということを申し上げたので

れば取るようになります」というお考へですか。御質問したいと思います。

○中島委員長 川西君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中島委員長 異議なければ、本日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時から本委員会を開きます。

午後四時八分散会

○立花委員 あなたのお話非常に抽象的で具体的な実際の例で私たち判断するよりしようがないのであります。公益的なものとか何とか、抽象的な言葉でなしに、上野の博物館をどうするかということを答えていただきました。ほかの抽象的な言葉は別にいらぬですから、そのおつもりでお答え願いたいと思います。

○秋田政府委員 上野の博物館を取るか取らぬかは東京都であります。まだ大気持を申しますれば、今まで取つてしなかつた上野の博物館まで取る必要はないと考えております。

○中島委員長 きょうの委員会は國務大臣が御出席になりますか、もしなれば質疑をそれまで保留し、ならなければ、明日さらにお尋ねいたしないと思います。

○中島委員長 私は木村國務大臣に会つたときには、四時までには出席せられるというお話であります。まだお見えになりませんが、ほかに用事ができたのかわかりません。

○谷口委員 私は質問が山のごとくあります。まず第一に、今中葉さんもおつしやつたように、國務大臣の御出席を、できるなら補員國務大臣にも御出席願いたいと思う。というのは取締りの方面でいろいろお伺いしたいことがあります。

○川西委員 木村國務大臣もきょうはから質問はいたしません。あすでもさしていただきます。

○川西委員 御出席ないようありますし、出席者も大分減じて参りましたので、本日はこの程度にして質疑を中止いたしました。

昭和二十四年八月六日印刷

昭和二十四年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局